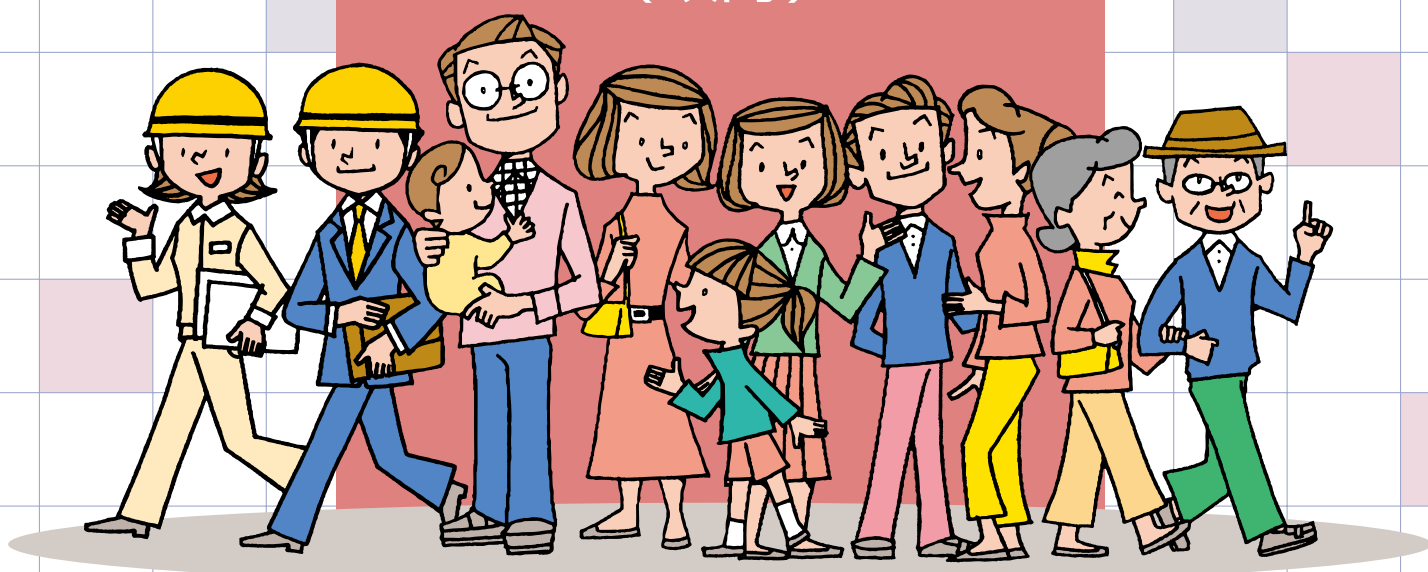


ふくしま 男女共同 参画プラン

(改訂)



男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に向けて

平成18年3月



うつくしま、ふくしま。
福島県



はじめに

福島県では、人と人、人と自然の共生、地域間・世代間の共生、さらには価値観の共生の5つからなる「共生の論理」に導かれた社会づくりを進めておりますが、こうした「ともに生きる社会」の実現を図る上で、男女共同参画の推進は、大きな柱になるものです。

また、誰もが性別にかかわらず、自分らしく生きることができる希望に満ちあふれた社会を、将来の世代に引き継ぐことは、次代を担う子どもたちから信託を受けた私たちの責務でもあります。

男女共同参画社会の実現に向け、本県では、平成13年に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定し、平成14年には、男女共同参画推進の基本理念を明示した「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を制定し、各種施策を展開してまいりました。

これまでの取組みにより、固定的な性別役割分担を見直そうとする県民意識の高まりなど、男女共生の歩みは着実に進展しつつあるものの、少子高齢化の急速な進行、経済の長期低迷、さらには、男女間の暴力問題の顕在化など、社会経済情勢も目まぐるしく変化しており、時代の変化に的確に対応した施策展開が求められています。また、県の基本計画であるこのプランに、条例の理念や考え方を十分に反映させる必要もあります。

このため、プランの計画期間（平成13年度から平成22年度）の中間年度を迎えるにあたり、期間前半の進捗状況について検証を加えながら、このたびプランの改訂を行いました。

この改訂プランに基づき、県といたしましては、今後とも、市町村、事業者、関係機関・団体等との連携を図りながら、揺るぎない姿勢で、男女共同参画社会の実現に向けた施策を着実に進めてまいります。県民の皆様には、男女共同参画社会づくりへの更なる御理解、御協力を賜りますとともに、地域や家庭などにおいて、身近なところから一歩、一歩取り組まれますことをお願い申し上げる次第であります。

終わりに、プランの改訂に当たり、熱心に御審議いただきました福島県男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた県民の皆様並びに御協力を賜りました多くの方々に、心から御礼申し上げます。

平成18年3月

福島県知事 佐藤 栄佐久

CONTENTS

第1章 計画策定・改訂の背景	3
1 世界の動き	4
2 日本の動き	4
3 福島県の取組み	6
4 社会・経済環境の変化	7
第2章 計画の基本的な考え方	9
1 男女共同参画社会形成の必要性	9
2 基本理念	9
3 計画推進の視点	10
4 計画改訂の趣旨	10
5 計画の基本目標	10
6 計画の性格	11
7 計画の位置付け	11
8 計画の期間	11
第3章 計画の体系	12
第4章 計画の内容	15
基本目標Ⅰ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進	16
1 男女共同参画意識の普及・啓発	16
(1) 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進	16
(2) 家庭・地域における学習機会の充実	18
(3) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進	20
2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の点検と改善	22
(1) 男女共同参画に関する調査・研究と改善に向けた取組みの推進	22
(2) メディアにおける人権尊重の推進	24
3 男女共同参画に向けた地球社会への貢献	26
(1) 国際人権規模等の取入れと国際交流・協力の推進	26
(2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり	28
基本目標Ⅱ 意思決定過程における男女共同参画の拡大	30
(1) 公的分野における女性の参画の促進	30
(2) 企業、団体、地域等における女性の参画の促進	32
基本目標Ⅲ 女性のエンパワーメントの推進と自立促進	34
1 能力の開発・向上に向けた取組みへの支援	34
(1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成	34
(2) 地域生活に対する男女の積極的参画の促進	36
2 経済的地位の向上といきいきと働くことができる環境づくり	38
(1) 職場における男女平等の実現	38
(2) 女性の自営業者、家族従業者、起業家等への支援	40
(3) 女性の経済的自立の促進	42
基本目標Ⅳ 男女がともに家庭と仕事を両立できる環境の整備	44
(1) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大	44
(2) 家庭生活と職業生活を両立できる就業環境の整備	46
(3) 男性の家庭生活への参画支援	48
基本目標Ⅴ 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援	50
1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	50
(1) 男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進	50
(2) 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策	52
2 生涯を通じた男女の健康支援	54
(1) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の増進	54
(2) 生涯を通じた男女の健康保持・増進	56
第5章 計画の推進	58
1 計画の推進	58
2 推進体制	58
3 重点事項	58
4 進行管理	59
参考資料	61
プラン見直し経過	63
福島県男女共同参画審議会委員名簿	64
男女共同参画に関する国内外の動き	65
福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例	67
男女共同参画社会基本法	71
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例	75
用語集	82
索引	84

第1章

計画策定・改訂の背景



1 世界の動き

1946年(昭和21年)、国連に婦人の地位委員会が設置され、女性の地位向上のための取り組みが始まりました。以後、同委員会を中心として、世界の女性が抱える問題の解決に向けて国連を舞台に様々な活動が精力的に続けられています。

1975年(昭和50年)、国連はこの年を国際婦人年と宣言し、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」を開催しました。ここで、女性の地位向上を図るために各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」を採択しました。

また、国際婦人年に続く10年間(1976～1985)を「国際婦人の十年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組みました。

1980年(昭和55年)には、「国連婦人の十年中間年世界会議」がコペンハーゲンで開催され、前年の国連総会で採択した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の署名式を行いました。

この条約は、あらゆる分野における性差別の撤廃と男女平等の確立を目指し、法律や制度、慣習も対象として性別役割分担の見直しを強く打ち出したもので、日本もこの年に署名し、1985年(昭和60年)に批准しました。

1985年(昭和60年)には、「国際婦人の十年世界会議」がナイロビで開催され、2000年に向けて引き続き取り組むためのガイドライン「婦人の地位向上のための将来戦略(ナイロビ将来戦略)」を採択しました。

1995年(平成7年)には、「第4回世界女性会議」が北京で開催され、「北京宣言及び行動綱領」を採択し、女性のエンパワーメントや女性の人権の尊重、あらゆる政策にジェンダーに敏感な視点を反映することなど、2000年までに各国が取り組むべき課題を提示しました。

2000年(平成12年)には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、2005年(平成17年)までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択しました。

2005年(平成17年)第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

2 日本の動き

日本政府は、1975年(昭和50年)に女性問題の国内本部機構「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977年(昭和52年)に世界行動計画に対応した「国内行動計画」を策定しました。また、1980年(昭和55年)に署名した「女子差別撤廃条約」の批准に向け、法制度等

※エンパワーメント

(empowerment)

力をつけること。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。
第4回世界女性会議の主要課題。

※ジェンダー

(gender)

社会的、文化的につくられた性差のこと。生物学的な性差(sex: セックス)に対して、これと区別するために、国際的にも広く使用されることとなった概念・用語。ジェンダーの具体例としては、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割 分担や、「男性は女性より偉い」などの偏見が挙げられる。

※ジェンダーに敏感な視点

社会的、文化的につくられた性差(ジェンダー)を意識し、性差についての先入観や偏見を排し、多様な視点から柔軟に問題を検討しようとする視点。

諸条件の整備を進め、同条約を1985年（昭和60年）に批准しました。

整備された主な法制度

- 1976年 民法の一部改正（離婚時の氏使用可能）
- 1980年 民法の一部改正（配偶者相続分の引き上げ）
- 1984年 国籍法の改正（父系優先主義から父母両系主義へ）
- 1985年 男女雇用機会均等法制定

1987年（昭和62年）には、二年前に採択された「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

1991年（平成3年）には、「ナイロビ将来戦略」の見直しを受けて新国内行動計画の改定を行い、総合目標をそれまでの「男女共同参加」から「男女共同参画」に改めました。

1996年（平成8年）、「男女共同参画ビジョン」が男女共同参画審議会から答申されたのを受け、政府は同年、国の新しい行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。このプランは、前年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」において各国が2000年までに取り組むべきものとされた課題に対応したものです。

1999年（平成11年）、男女の人権の尊重などを基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が成立し、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が明記されました。

2000年（平成12年）、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定しました。

2001年（平成13年）、内閣府に重要政策会議の一つとして男女共同参画会議を設置し、また内部部局として男女共同参画局を設置するなど、男女共同参画に関する推進体制を強化しました。

また、同年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」と略。）を制定しました。2004年（平成16年）には、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化等を規定した改正法が施行されています。

2003年（平成15年）、男女共同参画推進本部は、女性のチャレンジ支援策の推進について決定を行い、この決定を踏まえ、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が2020年（平成32年）までに少なくとも30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定をしました。

また、同年には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

2005年（平成17年）、男女共同参画基本計画（第2次）を閣議決定しました。

整備された主な法制度

- 1989年 学習指導要領の改正（高等学校家庭科の男女共修等）
- 1991年 育児休業法の成立
- 1995年 育児休業法の改正（育児・介護休業法）
- 1997年 男女雇用機会均等法の改正（努力義務から法的義務へ）
- 1999年 男女共同参画社会基本法の成立
- 2001年 配偶者暴力防止法の成立
- 2003年 次世代育成支援対策推進法の成立
- 2004年 配偶者暴力防止法の改正

3 福島県の取組み

県では、世界や国の動きにあわせ、1978年（昭和53年）に青少年課を改組して青少年婦人課とし、1983年（昭和58年）「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定しました。

1988年（昭和63年）には、「ナイロビ将来戦略」や「新国内行動計画」を受けて県計画の見直しを行い、1991年（平成3年）青少年婦人課内に婦人行政係を設置しました。

1994年（平成6年）、新しい行動計画として女性総合センター（仮称）の整備等を盛り込んだ「ふくしま新世紀女性プラン」を策定しました。また、同年、青少年女性課と課名を変更し、課内室として女性政策室を設置しました。

2001年（平成13年）1月には本県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターを開設しました。

この間、「第4回世界女性会議」の開催や「男女共同参画2000年プラン」の策定、「男女共同参画社会基本法」の制定等、国内外において新たな動きがみられ、ジェンダーに敏感な視点から社会制度・慣行を見直すことや、女性の人権の尊重等、新たな課題に対応する必要が出てきました。こうしたことから、男女共同参画社会の実現が緊要となっていることを踏まえ、福島県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的として、2001年（平成13年）2月に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定しました。

2002年（平成14年）、県内の各界各層の主体的取り組みと相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、ふくしま男女共同参画推進連携会議を設置しました。

また、同年には、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」（以下「男女共同参画推進条例」と略。）を制定しました。

さらに、男女共同参画推進条例の規定に基づき、知事の附属機関として、男女共同参画の推進に関する事項等を調査審議する「福島県男女共同参画審議会」を設置するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への県民及び事業者の意見申出を適切に処理するため、男女共同参画推進員を配置しました。

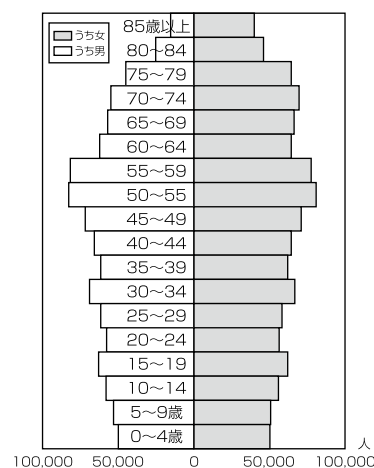
2003年(平成15年)には、県においてF・F(フラット・フレキシブル)型行政組織を全庁に導入し、男女共同参画社会の形成を担当する部署として、人権男女共生グループを設置しました。

2005年(平成17年)には、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、知事を本部長とする「福島県男女共同参画推進本部」を設置しました。

4 社会・経済環境の変化

① 高齢化率・合計特殊出生率の推移

<人口ピラミッド(17.9.1)>

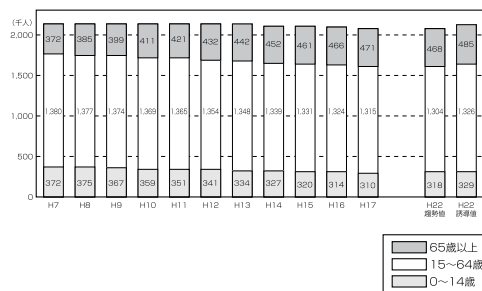


<年齢(5歳階級)別人口(17.9.1)>

		単位:人	
		総数	うち女
年少人口		2,095,926	1,019,778
生産年齢人口	0~4歳	95,120	48,715
	5~9歳	102,216	52,248
	10~14	111,420	57,152
	15~19	122,182	62,119
	20~24	111,866	57,114
	25~29	117,251	60,742
	30~34	132,895	67,805
	35~39	120,949	60,579
	40~44	128,032	64,699
	45~49	140,762	71,253
老年人口	50~54	160,137	81,616
	55~59	155,943	80,419
	60~64	124,201	61,053
	65~69	120,102	55,581
	70~74	121,347	53,524
	75~79	106,459	44,337
	80~84	69,930	24,902
85歳以上		54,514	15,531
年齢			

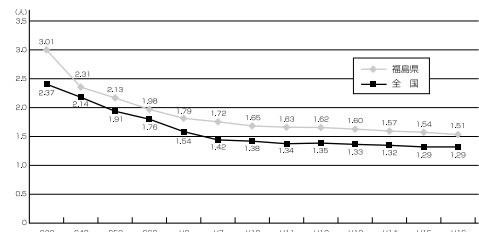
資料:福島県現住人口調査

<年齢階層別人口の推移と見通し>



※資料:「国勢調査報告」(平成7年及び12年)及び「福島県の推計人口」(それ以外の年)。
値は平成15年まで10月1日現在の数、平成17年は7月1日現在の数。

<合計特殊出生率>

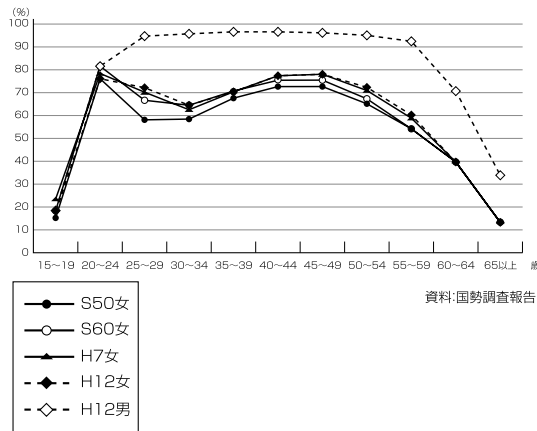


資料:人口動態統計の概況(H13まで) 人口動態月報年計(概数)の概況(H16) 厚生労働省より作成

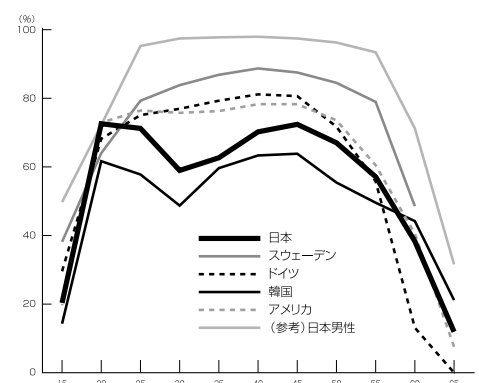
※合計特殊出生率 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で、一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

② 女性労働力率の推移

<年齢別労働力率(福島県)>

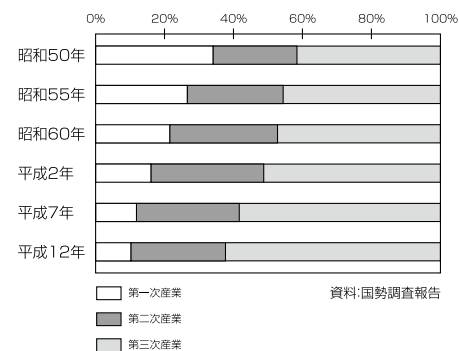


<諸外国の女性の年齢階級別労働力率>

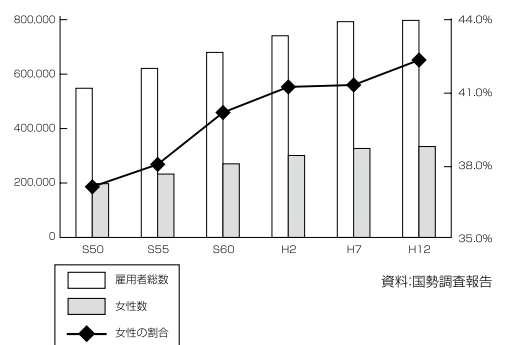


③ 雇用・経済情勢の推移

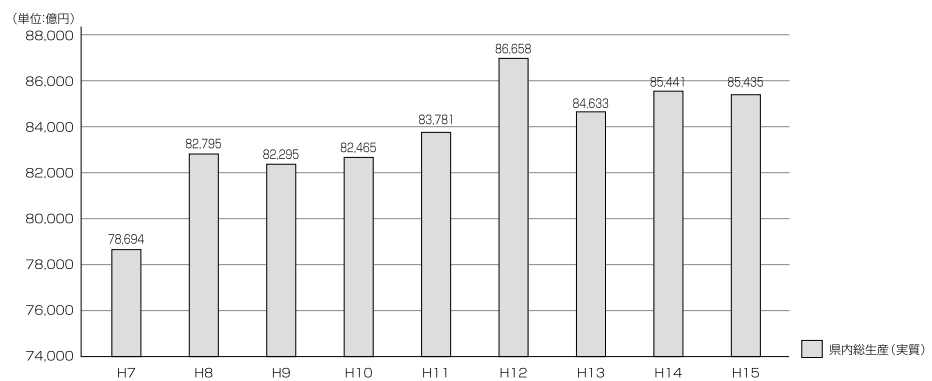
<産業別女性の割合(福島県)>



<雇用者数の推移(福島県)>



<県内総生産(平成7暦年基準)の推移(福島県)>



1 男女共同参画社会形成の必要性

1975年(昭和50年)の国際婦人年以降、人間らしく平等に生きたいという女性たちの意識の高まりは世界的な広がりを見せ、各国で男女平等に向けた様々な取り組みがなされています。

我が国においても、男女がともに一人の人間として尊重され、それぞれの個性や能力を発揮できる社会の形成に向けて、「男女共同参画社会基本法」の制定など法制度の整備は進んでいます。

しかし、社会慣行や人々の意識の中には、いまだに男女の役割を固定的にとらえる考え方が根強く残っており、真の平等実現を阻害する要因となっています。また、パート労働等の不安定な雇用形態や男女の賃金格差など、雇用の場において女性に不利な状況が見受けられるとともに、女性の管理職、議会議員などが非常に少なく、意思決定の場への女性の参画が遅れており、女性の能力が十分に発揮されているとは言えません。一方、男性優位の意識や経済力の格差は、女性に対する暴力や人権侵害を生み出す土壌となっていることが指摘されています。加えて、長引く不況を反映して、男性では50歳から64歳をピークとして経済生活問題を原因とする自殺が多くなっていますが、これは男性が過度の責任を負わされていることによると考えられています。

性別役割分担意識を強調する考え方や女性への人権侵害は、個人の多様な生き方の可能性を狭め、自立を妨げるものとなることから、人権の尊重を基本とした男女の対等な関係を目指し、性別役割分担意識に基づく制度や慣行の解消に努めていくことが必要です。

さらに、長期にわたる経済活動の低迷と雇用環境の悪化、少子高齢化と家族形態の変化等、我が国の社会経済環境は急激に変化しており、この変動を乗り切るためにも、男女が性別にかかわらず自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を担う社会…男女共同参画社会の実現が求められています。

2 基本理念

男女共同参画社会形成の必要性を踏まえ、この計画の基本理念を次のとおりとします。

すべての県民が個人として尊重され、性別にかかわらず、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野にともに参画し、責任を担う社会

具体的には、次のような社会です。

- すべての人が、性別による差別的取り扱いを受けることなく、互いの性と人権を尊重しあう社会
- 個人が、性別にとらわれることなく、その個性に応じて、主体的に生き方を選択でき、その選択が尊重される社会
- 男女が、社会のあらゆる領域における政策・方針決定の場に共同参画できる社会

- 誰もが、性別にとらわれることなく、家庭・職場・地域における活動と責任を担うことができる社会
- 一人ひとりが地球市民として多様な価値観を受容し、世界の人びとと連帯して共生できる社会

3 計画推進の視点

基本理念に掲げる社会を実現するため、すべての施策について次の3つの視点で計画を推進します。

- 人権の尊重と男女平等の実現
- ジェンダーに敏感な視点の浸透
- 女性のエンパワーメントの拡大

4 計画改訂の趣旨

2001年（平成13年）のプラン策定後、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とした「男女共同参画推進条例」が2002年（平成14年）から施行されており、この条例に盛り込まれた理念や考え方等をプランに十分反映させる必要があります。

また、少子高齢化の進行、経済の長期低迷、ドメスティック・バイオレンス等男女間の暴力問題の顕在化といった社会経済情勢の変化に対応した施策を展開することが求められています。

こうした趣旨から、現行のプランを改訂することとし、以下の基本目標に基づき、プランの体系や施策の方向等を見直すこととしました。

なお、今回のプラン改訂に当たっては、より効果的に男女共同参画を推進していくために、今後5年間で特に重点的に取り組む事項を定めることとしました。

5 計画の基本目標

基本理念を施策展開につなげていくため、次の5つを計画の基本目標とし、施策を体系づけています。

- I 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進
- II 意思決定過程における男女共同参画の拡大
- III 女性のエンパワーメントの推進と自立促進
- IV 男女がともに家庭と仕事を両立できる環境の整備
- V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

※ドメスティック・バイオレンス
(domestic violence)

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。多くの場合は、男性から女性に振るわれる。身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力も含まれる。

6 計画の性格

本計画は、県における男女共同参画社会の形成促進のための総合的・長期的な基本計画です。基本理念に基づいた5つの基本目標を達成するため、施策の展開方向を明らかにしています。

県の施策が主になっていますが、社会の構成員である市町村、県民、事業者等の役割分担を踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組みへの参加・協力も呼びかけています。

7 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画推進条例」第9条に規定する県の基本計画として策定するものです。

また、県の新長期総合計画「うつくしま21」の部門別計画として、新しい価値観である「いのち、人権、人格の尊重」に基づき、ユニバーサルデザインに彩られたともに生きる社会の形成を目指し、男女共同参画を積極的に推進するものであり、具体的施策については整合を図っています。

8 計画の期間

改訂後の本計画の計画期間は、2006（平成18）年度から2010（平成22）年度までの5年間です。

基本理念

すべての県民が個人として尊重され、性別にかかわらず、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野にともに参画し、責任を担う社会

視点

人権の尊重と
男女平等の実現

ジェンダーに
敏感な
視点の浸透

女性の
エンパワーメント
の拡大

基本目標

I 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

II 意思決定過程における男女共同参画の拡大

III 女性のエンパワーメントの推進と自立促進

IV 男女がともに家庭と仕事を両立できる環境の整備

V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

I 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進	(1)学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進 ... 16
	(2)家庭・地域における学習機会の充実 ... 18
1 男女共同参画意識の普及・啓発	(3)男女共同参画に関する広報・啓発の推進 ... 20
2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の点検と改善	(1)男女共同参画に関する調査・研究と改善に向けた取組みの推進 ... 22
	(2)メディアにおける人権尊重の推進 ... 24
3 男女共同参画に向けた地球社会への貢献	(1)国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進 ... 26
	(2)国際化に対応した暮らしやすい環境づくり ... 28
II 意思決定過程における男女共同参画の拡大	(1)公的分野における女性の参画の促進 ... 30
	(2)企業、団体、地域等における女性の参画の促進 ... 32
III 女性のエンパワーメントの推進と自立促進	(1)あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成 ... 34
	(2)地域生活に対する男女の積極的参画の促進 ... 36
1 能力の開発・向上に向けた取組みへの支援	(1)職場における男女平等の実現 ... 38
2 経済的地位の向上といきいきと働くことができる環境づくり	(2)女性の自営業者、家族従業者、起業家等への支援 ... 40
	(3)女性の経済的自立の促進 ... 42
IV 男女がともに家庭と仕事を両立できる環境の整備	(1)育児・介護にかかる社会的支援の拡大 ... 44
	(2)家庭生活と職業生活を両立できる就業環境の整備 ... 46
	(3)男性の家庭生活への参画支援 ... 48
V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援	(1)男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進 ... 50
1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(2)男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策 ... 52
2 生涯を通じた男女の健康支援	(1)性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の増進 ... 54
	(2)生涯を通じた男女の健康保持・増進 ... 56

第4章

計画の内容

注 釈

- [具体的施策]のうち、今後5年間で特に重点的に取り組むべき事項については、ゴシック体で記載しています。
- [指標]の表において、「H22目標(期待)値」の欄の()は期待値、「-」はモニタリング指標を表します。

[指標]

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値	
○○○○○○○○	××%	××%	××%	→目標値
○○○○○○○○	××%	××%	××%	→期待値
○○○○○○○○	××%	××%	- (モニタリング値)	→モニタリング指標

いずれも、毎年の進行管理のなかで最新の数値を把握、公表し、男女共同参画を行政、県民、事業者等が力を合わせ推進するための拠りどころとするものです。

目標値:県行政の努力目標としての数値

(県がその項目について、施策としてあるいは補助金等の投入により政策誘導し推進するもの)

期待値:達成が期待される数値

(県がその項目について直接施策等を推進するものではないが、県行政の男女共同参画社会形成に向けた取組みのなかで、市町村や県民の理解が深まり、結果として達成が期待されるもの)

モニタリング指標:現時点での状況を示す指標

(目標値や期待値を設定できないが、男女共同参画の状況を表す指標として、原則として毎年その状況を把握し公表するもの)

○プランに掲げる各施策は、基本的に男女を対象としたものですが、その性格上、当面具体的な展開は、主に女性を対象として行っていくものもあります。

○「指標」のうち今回の改訂で新規に追加したもの及び指標項目の内容を変更したものについては、項目名に「◎」と記載しています。また、この項目の「H12現状値」については、現段階で把握できるものについてのみ記載しました。

【県民から寄せられた意見】は、このプランの改訂にあたって開催した意見交換会の参加者の意見や、意見募集に応じて寄せられた意見の中から掲載しています。

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(1) 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進

【目 標】

人格形成過程において固定的な性別役割分担意識が形成されることがないように、人権尊重を基盤とし、男女平等・自立意識の確立に向けた学校教育を目指します。

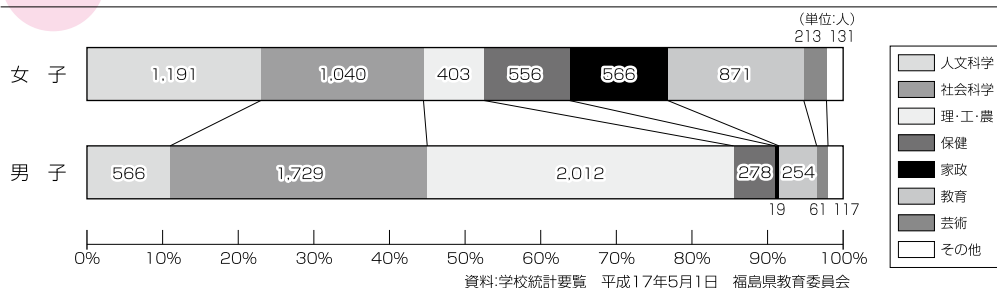
【現状と課題】

感受性が豊かで思考が柔軟であり、自我の確立される青年期に、男女がともに学び合い、それぞれの人格を尊重して成長していくことは、男女平等意識の確立のうえでも極めて大切なことであり、県では、平成15年度までにすべての県立高校を男女共学化しました。

男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査（平成16年 福島県）（以下「意識調査」と略。）では、学校教育の場においては51.5%が「平等である」と回答しており、家庭や職場が男性優遇なのに対し学校は男女平等であるという認識があります。しかし、教育の現場において、指導する側が無意識のうちにジェンダーにとらわれているなどのいわゆる「潜在的カリキュラム」の存在も指摘されています。また、保護者や生徒自身も、「男子向き、女子向き」などの社会通念にとらわれやすくなっており、大学学部への進学者の割合を見ると、理工系分野などで男女に大きな差があります。

県では、男女平等教育を推進するため、高校生を対象とした男女共同参画の副読本を作成し活用を図っていますが、思考が柔軟な義務教育段階から男女平等教育の実施が必要です。また、教科指導や生活指導、進路指導等も含め、幼稚園や小学校低学年から、学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導を一層充実させることが大切です。また、教材や慣習・慣行についても点検・見直しを行うことにより、性別にとらわれず、個性を生かして主体的に生き方を選択でき、自立して生きることのできる児童生徒を育成することが必要です。

<大学学部への進学者の割合>



※潜在的カリキュラム

教職員の言動や学校における活動を通して、意図的ではないにしても、結果として一定の意識や態度を伝えていること。男女を必要以上に区別しジェンダーにとらわれた男性像、女性像を子ども達に伝えていることなどを指す。

【施策の方向】

- 学校教育全体を通じて、人権尊重と男女平等に基づき、相互理解・学習についての指導を一層充実させ、人権尊重に立脚した男女共同参画の理解を育みます。
- 児童・生徒が性別にとらわれず、個性を生かして主体的に生き方を選択し、自立して生きることができるよう、男女平等の視点に立った進路指導の充実に努めます。

※セクシュアル・ハラスメント
(sexual harassment)

相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。

○教育の場における男女共同参画についての問題点の改善を図るとともに、男女平等教育の推進に向け、教員研修の充実に努めます。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①ジェンダーにとらわれず児童生徒の能力を最大限に生かすため、小中高を通じた学力の向上と人間性・社会性の育成を一体的、総合的に推進します。	教育庁
②ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であることなど、若年層に向けた人権尊重のための教育・普及啓発を推進します。	生活環境部 保健福祉部 教育庁
③男女相互の理解と協力の重要性や、家庭生活の大切さについて理解を促すため、教育プログラム及び教材を開発し、活用します。	生活環境部 教育庁
④学校において、男子向き女子向きといった考え方にとらわれず、将来の経済的自立を念頭に置き、女性の進学や進出の割合が低い理工系分野や社会科学分野等の幅広い選択ができるよう、進路指導の充実等に努めます。(Ⅲ2(3))	生活環境部 教育庁
⑤男女混合名簿の導入を推進します。	教育庁
⑥「潜在的カリキュラム」など、学校教育における男女共同参画についての問題点の改善に向けた取組みを進めます。	生活環境部 教育庁
⑦教職員の男女共同参画に関する研修を充実します。	教育庁
⑧教員の管理職における女性の登用を促進します。(Ⅱ(1))	教育庁
⑨思春期教育など、いのちと性についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めます。(Ⅴ2(1))	生活環境部 保健福祉部 教育庁

【市町村に期待すること】

公立学校において、男女混合名簿の導入をはじめ人権尊重・男女平等の推進に取り組むことが望まれます。

【県民に期待すること】

学校行事やPTA活動等に積極的に参画し、男女平等教育の推進に協力していくことが望まれます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
⑨男女混合名簿の導入率(公立小・中・高の出席簿)	小中 16.9%	小 55.2% 中 25.0% 高 66.7%	(100%)
男女共同参画等に関する副読本の活用率(公立高)	48.9%	84.8% (H16)	100%
教職員における男女共同参画に関する研修の受講者数(公立)	1,206人	990人 (H16)	— (モニタリング値)
教員の管理職における女性の割合(公立小・中・高・盲・聾・養護の校長、教頭)	6.6%	8.7% (H16)	20%

【県民から寄せられた意見】

- 学校教育については、長い間の慣習や因習があり、女性の進出が進まない。男女混合名簿は積極的に推進してほしい。
- 高校では、男女共同参画について教育する時間が減ってきている。一番教育効果がある時期に教育を行ってほしい。

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(2) 家庭・地域における学習機会の充実

【目 標】

家庭教育や社会教育における男女共同参画に関する学習機会の拡充や意識啓発を推進し、すべての人がジェンダーにとらわれず、伸びやかに生きることができる社会を目指します。

【現状と課題】

意識調査によると、子どもに受けさせたい教育程度について、男の子については「大学」が64.7%なのに対し、女の子については「大学」が40.2%に止まるなど、子ども達への期待が男女で異なっています。

また、今後、男女がともに仕事や家庭等に積極的に参加していくために必要なこととしては、「男女とも家事ができる育て方等」が43.6%で最も多く、家庭における教育の重要性が認識されています。

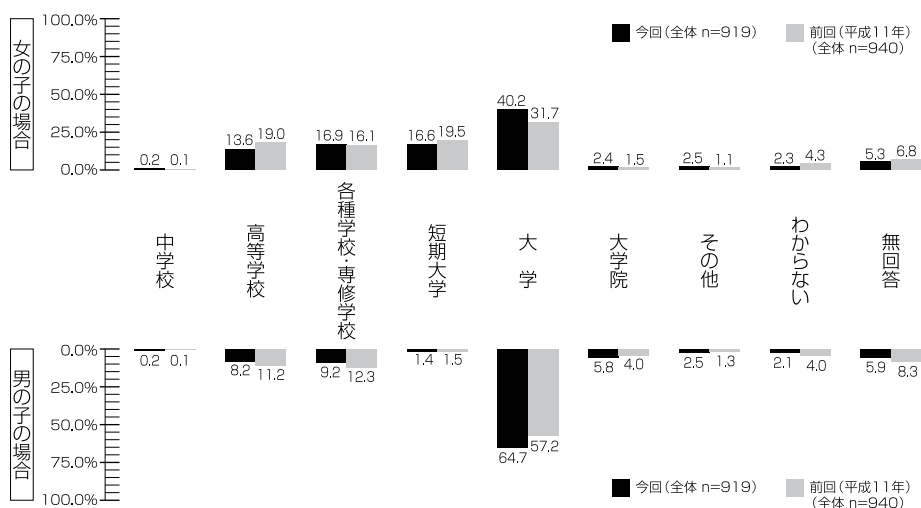
家庭は、家族の一人ひとりが互いに人格を尊重し合い、その尊重の上に成り立つものです。しかし、家庭の場では、固定的な性別役割分担意識も受け継がれてきている面もあり、見直しが必要です。

そのためには、家族の構成員が男女共同参画について十分理解することが必要であり、また、未来を担う子ども達が、人権尊重や自立の意識を確立できるよう、幼少期からの家庭等における教育を支援することが重要です。

社会教育においては、人権尊重と男女平等の意識を高め、生涯を通じて様々な学習機会や情報を提供していくことが求められています。

その際、女性の経済的自立、男性の生活上の自立に視点を置くとともに、これまで男女共同参画についての情報に触れることの少なかった男性、勤労者、若い世代等に向けた学習機会の充実を図っていく必要があります。

<子どもに受けさせたい教育の程度>



資料:男女共同参画、配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成16年福島県

【施策の方向】

- 固定的な性別役割分担意識も根強いことから、わかりやすい形での男女共同参画の意識啓発を推進します。
- 家庭や地域社会において、固定的な性別役割分担意識の解消を促しながら、男女がともに様々な社会活動等へ積極的に関わることができるよう支援します。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
① 家庭等における幼少時からの男女平等教育の推進に向け、情報・学習機会を提供します。	生活環境部 教育庁
② 男性が男女共同参画について理解を深めるための広報・啓発及び学習機会を提供します。	生活環境部
③ 家庭や地域において、生涯にわたり固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育を行うためのわかりやすい教材研究や指導者養成等を推進します。	生活環境部 教育庁
④ 男女共生センターにおいて、男女共同参画に関する各種の情報・学習機会の提供や、様々な社会活動を支援する機会の充実を図ります。	生活環境部
⑤ あらゆる場面において男女が対等に活躍でき、差別的な取り扱いを受けることがないよう、リーガルリテラシーを高める機会を提供します。	生活環境部
⑥ 女性の経済的自立に向けた情報・学習機会を提供します。	生活環境部 商工労働部
⑦ 地域の男女共同参画を促進するための人材育成を行います。	生活環境部

※リーガルリテラシー

(legal literacy)

法識字能力。自らに保障された権利や、権利が侵害された場合の対応策等について知り、使いこなす能力のこと。

【市町村に期待すること】

家庭教育や社会教育に関し、地域の実情に合った男女共同参画に関する学習の機会を充実することが望めます。

【県民に期待すること】

子ども達を育てるにあたり、性別にとらわれずに個性と能力を伸ばす視点や、男女とも家事などができ、また経済的に自立できるようにする視点を持つことが望めます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数<累計>	0人	1,296人 (H16)	3,600人
⑧県における男女共同参画の社会教育講座受講者数<累計>	2,490人	2,906人	3,200人
⑨市町村における男女共同参画に関する学習機会	—	334回	— (モニタリング値)

【県民から寄せられた意見】

- 男女共同参画の会議には、女性は出てくるが、男性は出てこない。家庭の中で、男女共同参画の取組みを進めないといけない。

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(3) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

【目 標】

男女共同参画社会について、広く県民の理解・協力が得られるよう、各界各層との連携による広報・啓発を推進し、全県的な取り組みを目指します。

【現状と課題】

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、意識調査の結果をみると、賛成傾向40.3%、反対傾向51.2%と、前回調査の賛成傾向41.1%、反対傾向39.0%に対して賛成傾向と反対傾向が逆転しており、意識の変化がうかがえます。

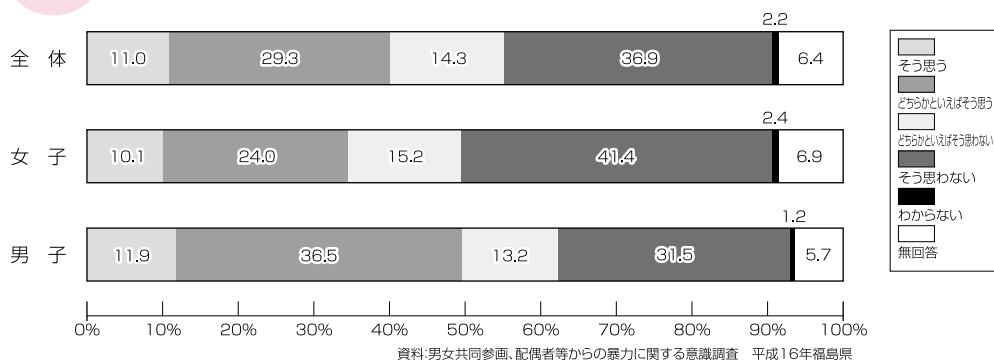
しかし、同調査によれば、女性の半数が就業していながら、家事労働については、「全部」あるいは「大部分」自分が行っていると回答した人は、男性7.7%に対し、女性63.9%と女性の負担が大きくなっています。

このように、これまでの固定的な性別役割分担意識は変化しつつありますが、家事・育児・介護などの多くを女性が担い、女性の就業継続や経済的自立を困難にするとともに、その延長として生じる男性優位の意識や経済的格差などが、女性に対する暴力を生み出す土壌であるとも言われています。

一方、男性も、仕事優先の考え方などから、これまでも家庭や地域への参画が不十分だという指摘がなされてきています。このような、男女の役割分担の固定化は、社会や家庭にひずみをもたらし、何よりも個人の生き方の自由な選択を妨げています。

このため、新たな男女のパートナーシップを醸成し、真の男女共同参画社会を築いていくためには、人権が尊重され、個人の選択の幅を広げる男女共同参画の考え方について、多様な媒体・団体により広く啓発・広報活動を推進する必要があります。

<『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方について>



【施策の方向】

- 人権が尊重され、個人の選択の幅を広げる男女共同参画の考え方やジェンダーに敏感な視点の浸透について、広く理解を促すため、効果的な広報・啓発を進めます。
- 社会に根強く残る、固定的な性別役割分担意識の解消を図るための意識啓発、情報提供を推進します。
- 市町村、事業者、県民、NPO等広く各界各層との相互連携を強化し、男女共同参画の推進に向け多様な広報・啓発活動を展開します。

※NPO
(nonprofit organization)
行政・企業とは別に社会的活動をする非営利民間組織・団体をいう。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①男女共同参画についてのホームページの充実など、多様な媒体を活用し、各界各層との連携によるわかりやすい広報啓発を展開します。	生活環境部
②男女共同参画社会の形成が男性にとっても意義があり、そのための責任を有することの理解を深めるなど、男女共同参画をめぐる課題について一定のテーマを設け重点的に広報します。	生活環境部
③男女共生センターにおける情報提供・広報・啓発を充実します。	生活環境部
④企業等における男女共同参画に関する取組みを促進します。	生活環境部 商工労働部
⑤県における男女共同参画に関する職員研修を推進します。	総務部 生活環境部 教育庁 警察本部
⑥市町村における男女共同参画計画の策定に向けた取組みなどをより実践的な手法できめ細やかに支援します。	生活環境部

【市町村に期待すること】

地域の実情に合った男女共同参画計画の策定など、男女共同参画推進に向けた取組みについて、住民の参画を確保しながら積極的に進めることが望まれます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
県における男女共同参画に関する職員研修の受講者数	647人	1,232人 (H16)	－ (モニタリング値)
市町村における男女共同参画計画の策定率	11.1%	22.9%	70%
㊦意識調査における「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方への賛否	賛成傾向 41.0% 反対傾向 39.1% (H11)	賛成傾向 40.3% 反対傾向 51.2% (H16)	－ (モニタリング値)
㊦意識調査における「男女の地位の平等感」で男女が平等であると感じる人の割合			
(家 庭)	33.7%	28.3%	－
(職 場)	21.3%	16.9%	－
(学校教育)	58.1%	51.5%	－
(習慣・しきたり)	17.1% (H11)	12.8% (H16)	－ (モニタリング値)

【県民から寄せられた意見】

○なかなか市町村でプランができない理由としては、担当者がどのようにしたらいいのかわからないということもある。

○今後の日本経済の緩やかな成長による労働人口の流動化、団塊世代の大量退職によるいわゆる2007年問題、東京一極集中による地方の労働人口の相対的減少を踏まえ、男女共同参画のあり方を考えるべき。

2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の点検と改善

(1) 男女共同参画に関する調査・研究と改善に向けた取組みの推進

【目 標】

男女平等の視点に立った様々な調査・研究を行い、社会制度や慣行の改善を目指します。

【現状と課題】

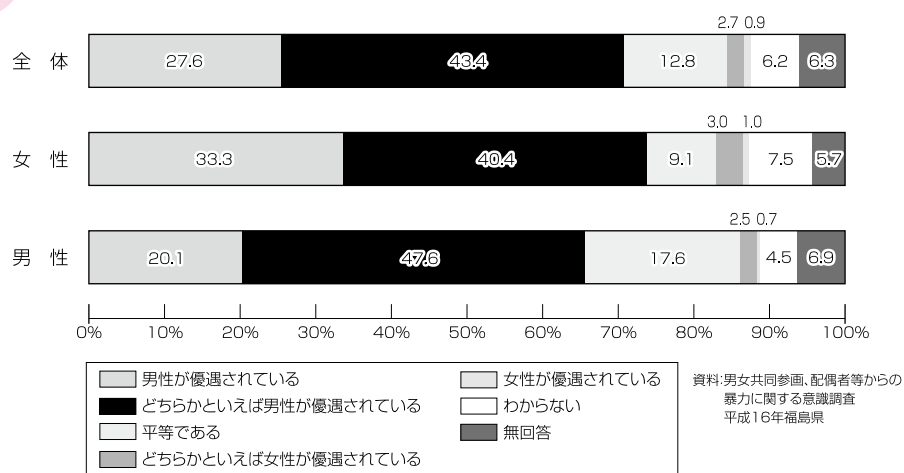
職場、家庭、地域等には、男女の生き方や選択に影響を与え、結果的に男女間に不平等を招いている社会制度、慣行が残っている場合があります。

意識調査によると、慣習・しきたりの面では「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」との回答が71.0%を占め、「平等である」との回答は12.8%にすぎず、家庭や職場に比べ男女とも最も不平等感の強い分野となっています。

また、地域に残る伝統・慣習などには男女共同参画を阻むものも見られ、今後の時代を担っていく子ども達の生き方へも影響を与えることが懸念されるものについては、改善が求められています。

このため、社会のあらゆる分野に存在するジェンダーに関する様々な調査・研究を推進し、課題の把握や成果の共有を図り、改善に努める必要があります。

<男女の地位の平等感(慣習・しきたりの面)>



【施策の方向】

○男女平等の視点に立ち、各種の社会制度・慣行の点検・調査を行い、その成果を啓発事業等に反映します。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①男女共生センターにおいて、男女共同参画に関する様々なテーマについて、先進的な調査研究に取り組み、成果を全国に発信します。	生活環境部
②男女共生センターなどにおける調査・研究成果を評価し、施策・事業に反映するシステムを構築します。	生活環境部
③男女の置かれている状況を客観的に把握するための基礎資料として、あらゆる分野に関する男女別の統計データの収集に努めます。	全 庁
④民間の男女共同参画に関する研究に対し支援します。	生活環境部
⑤県内における各種制度や慣行について、ジェンダーに敏感な視点で点検し改善に努めるよう関係団体等に働きかけます。	全 庁
⑥男女共同参画に関連する各種調査結果等について、広く公表し、改善を促します。	全 庁

【県民に期待すること】

男女に不平等をもたらすようなしきたりや慣習に気づき、地域の中で協力して改めていくことが望まれます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
男女共生センターが実施する男女共同参画に関する調査研究数 <累計>	0本	15本	30本

2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の点検と改善

(2) メディアにおける人権尊重の推進

【目 標】

各種メディアにおける、女性の尊厳を傷つける表現や性別役割分担意識を内包する表現について見直しを促し、広く人権や男女共同参画の視点に配慮した表現の浸透を目指します。

【現状と課題】

メディアは、人々の意識形成に様々な形で影響を与えています。男女の固定的な役割を内包する表現が伝達されたり、女性に対する暴力が無批判に扱われたり、女性の性的側面が強調されれば、人々の意識や社会に大きな影響を与え、性別にとらわれない多様な生き方の可能性を狭めてしまうばかりか、ドメスティック・バイオレンスなどの女性に対する暴力の容認や性暴力の誘発などを招きかねないことが指摘されています。

意識調査によると、女性の人権が尊重されていないと感じることについて、4分の1を上回る人が、「ヌード写真等を掲載した雑誌、広告、テレビ番組等」を挙げています。

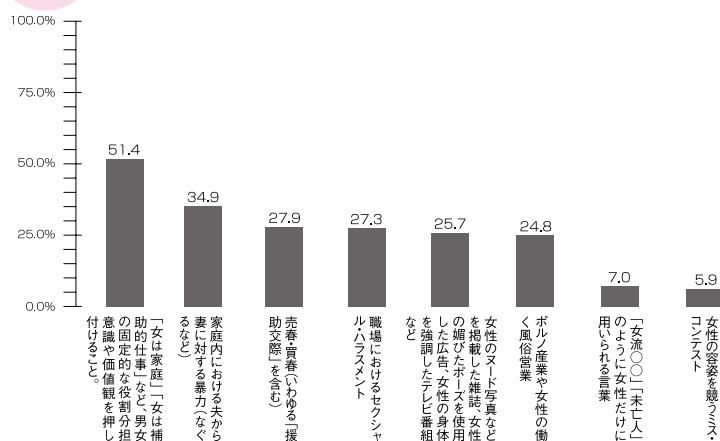
表現の自由は尊重されるべきですが、表現される側の人権や、性・暴力表現に接しない自由、公共の空間で不快な表現に接しない自由も十分に配慮されるべきです。

このため、各種メディアが自主的に、人権侵害につながりかねない表現の是正に努めるとともに、性別にとらわれない多様な生き方の表現についても積極的に取り組むことが求められています。こうした取組みを推進するためには、メディア関係者がジェンダーに敏感な視点を持つことや、企画、制作、編集などの各段階に女性の参画が進むことが期待されます。

行政が県民に対し情報発信する機会も多いため、ガイドラインの作成・活用により、自ら人権尊重と男女平等に配慮した出版物の作成や広報を行うことも必要です。

また、人々がジェンダーに敏感な視点で情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディアリテラシー）を身に付け、メディアの単なる受け手ではなく批判的な利用者に育っていくことも大切な課題です。

<女性の人権が尊重されていないと感じること>



資料:男女共同参画、配偶者等からの暴力に関する意識調査
平成16年福島県

【施策の方向】

- 各種メディア等に対して、男女の固定的な役割を内包する表現や性・暴力表現等の是正など、人権を尊重した表現に努めるよう主体的取組みを要請します。
- 視聴者や読者がジェンダーに敏感な視点で情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力の向上を図る取組を行います。
- 県及び市町村が行う広報における表現がジェンダーにとらわれないものになるような取組を進めます。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①多様なメディアについて、ジェンダーに敏感な視点から実態の把握に努め、メディアに対し、性別役割分担意識を内包する表現や性・暴力表現の抑制など人権尊重への配慮を要請します。	生活環境部
②メディアの送り手・情報発信者・表現者としての女性の参画を要請します。	生活環境部
③情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力についての啓発を行います。	生活環境部
④県政広報物表現ガイドラインの実効ある活用を図ります。	全庁
⑤市町村における広報物表現ガイドラインの作成を支援します。	生活環境部

【市町村に期待すること】

市町村が発行するパンフレットや各種の広報活動等において、人権尊重と男女平等に配慮した表現の推進が望まれます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
メディアにおける女性の従業者の割合 (企画・制作・編集等に携わる者)	19.7%	17.7%	－ (モニタリング値)
メディアにおける女性の管理職の割合	0.8%	0.5%	－ (モニタリング値)
市町村における表現ガイドラインの 策定率	－	1.2%	－ (モニタリング値)

【県民から寄せられた意見】

- ポルノの規制が不十分なことや、乱れた性の現状は深刻な問題であり、きちんと対応してほしい。

3 男女共同参画に向けた地球社会への貢献

(1) 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進

【目 標】

男女平等の実現や女性の地位向上のために採択された国際人権規範等を取り入れ、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流・協力を推進します。

【現状と課題】

1975年(昭和50年)の国際婦人年以降、「北京宣言及び行動綱領」の採択など、国連等の場で女性の地位向上に向けて様々な取組みがなされてきました。

その成果である女子差別撤廃条約を始め、国が批准している男女共同参画の推進に関する国際条約について、国際的な動向に注目しながら、その目的が十分達成されるよう、県内への浸透に努め、国際基準の達成を図ることが必要です。

一方、経済、情報、人等あらゆるものが国境を越える時代を迎え、女性の人権に関する問題もその国の人びとだけの問題に止まらなくなってきました。人口問題、環境問題も地球規模で解決を迫られており、また、就職難や雇用調整など国際経済の競争の激化による打撃を女性がより多く被りやすいなど、世界の状況は国内の女性をめぐる様々な問題と密接なつながりを持っています。

男女共同参画社会の形成を積極的に進めてきた国々の実績や問題点を知るなど、国際的な女性の人権に関する問題への理解を深め、男女共同参画の視点から、国際的な交流・協力を行うことや、国際的な視野を持った女性リーダーを育成する必要があります。

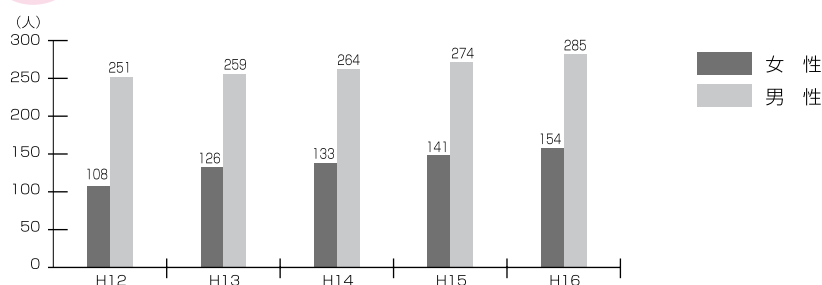
また、県は、アジア、アフリカ、中南米等世界各国から200名を超える研修員を受け入れてきましたが、国を越えた相互の信頼関係や友好・協力関係を進めるため、情報交換、人事交流、国際協力について行政、NGOそれぞれが連携し充実を図ることが求められています。

さらに、情報収集やコミュニケーションの手段として必要となる外国語能力の向上を図っていく必要があります。

※NGO

(non governmental organization)
非政府組織の略称で、政府の活動と区別される民間の活動を行う組織、団体をいう。

< 青年海外協力隊の派遣者累計(福島県・男女別) >



資料:県国際交流グループ

【施策の方向】

- 国際的な人権規範の取り入れに努め、その周知・浸透を図るとともに、問題解決のため、海外の女性の人権に関する問題の調査・研究を進めます。
- 男女平等の視点を持ち国際交流・協力を進めるNGOとの連携を進め、またその自主的な活動を支援するなど、男女共同参画の推進に向けた国際交流・協力を推進します。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」、さらには「北京+10」などの国際的規範や国際的動向の周知とそれらを踏まえた施策の推進に努めます。	生活環境部
②男女共生センターにおいて国際的イベントを開催し、国際社会における男女共同参画の取組みに関する理解を深めます。	生活環境部
③海外の女性との情報交換等、男女平等の視点での国際交流事業を推進します。	生活環境部
④青年海外協力隊の派遣協力や、海外技術研修員の受入れ等、国際交流・協力事業を男女平等の視点で推進します。	生活環境部
⑤国際交流・協力を進めるNGOとの連携を進めます。	生活環境部
⑥海外の女性の人権に関する調査・研究を進めます。	生活環境部
⑦すべての生徒に、直接外国青年（英語指導助手）に接して語学指導を受ける機会を設け、外国語教育の充実を図ります。	教育庁

【県民に期待すること】

人権に関する国際的な取組みや世界の男女共同参画の状況について、理解を深めることが望まれます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
青年海外協力隊の派遣者累計(男) (女)	235人 108人 (H11)	285人 154人 (H16)	－ － (モニタリング値)
海外技術研修員の受入者累計	171人 (H11)	205人 (H17)	－ (モニタリング値)
国際交流・協力を進めるNGO数	164 (H11)	177 (H16)	200
男女共同参画海外研修コース派遣者数 <累計>	122人	178人	222人

3 男女共同参画に向けた地球社会への貢献

(2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

【目 標】

県内における外国籍住民が暮らしやすく、地域の一員として参画できる環境づくりを目指します。

【現状と課題】

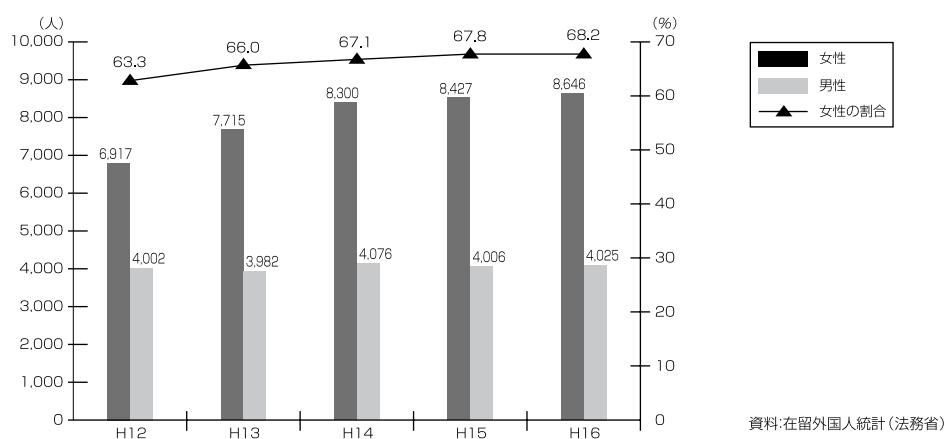
世界各地から留学や結婚、仕事などで来県した外国籍住民の中には、生活習慣や言葉の違い等から、地域生活や家庭内の問題、住宅問題、就労問題など、生活上様々な困難を抱えているケースがあります。特に、女性においては偏見や差別を受けやすいため、ジェンダーに敏感な視点での取り組みが必要です。

来県直後においては、情報の不足によるトラブルに直面しやすいことから、公的な場における外国語表記をはじめ、生活に関する情報提供を充実する必要があります。

また、行政における相談窓口の充実やNGOの活動による側面支援などにより、地域社会の一員として参画できる環境をつくっていくことが求められています。

こうした環境づくりを進める際には、外国籍住民が主体的に参画する視点や、その意見が社会に反映されるような仕組みづくりが求められます。

<福島県内の外国人登録者数>



【施策の方向】

- 外国籍住民の意見も取り入れながら、すべての人がわかりやすい情報の提供や案内表示を推進するとともに、相談体制の一層の充実など、外国籍住民も暮らしやすい生活環境づくりに努めます。
- NGOとの連携を強化し、NGOの行うジェンダーに敏感な視点を持った国内活動を支援します。

※ユニバーサルデザイン

(universal design)

すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語等の違いにかかわらず、すべての人にとって安全、安心で利用しやすいように建物、製品、サービス等を計画、設計する考え方。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、ふくしま型ユニバーサルデザインの普及啓発及び実践を図ります。	全庁
②県内の外国籍の女性の実態に関する研究を進めるとともに、相談体制の整備と充実を図ります。	生活環境部
③国際理解教育の推進と多文化共生理解の促進に努めます。	生活環境部 教育庁
④通訳やガイドのできる民間ボランティアや、日本語学習指導者の養成に努めます。	生活環境部
⑤県の概要や事業等について、外国語による情報提供に努めます。	全庁
⑥外国籍の女性の視点や意見などが、行政に反映されるような仕組みづくりに努めます。	全庁

【市町村に期待すること】

外国籍住民に対し、日常生活の情報や行政広報等について母国語による提供に努めるとともに、道路や公共施設等における案内板等について、外国語表示の推進に努めることが望まれます。

【県民に期待すること】

身近に生活する外国籍住民の人権と母国の文化を尊重しながら、地域の一員として参画できる環境をつくっていくことが望まれます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
㊦日本語教室の参加者数(教師・アシスタント・ボランティアの数)	—	216人	330人

Ⅱ

意思決定過程における男女共同参画の拡大

(1) 公的分野における女性の参画の促進

【目 標】

施策や方針を決定する場で、男女の意見がバランス良く反映されるよう、公的分野における意思決定過程への女性の参画の促進を目指します。

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野の意思決定の場に男女が対等に参画することが大切です。

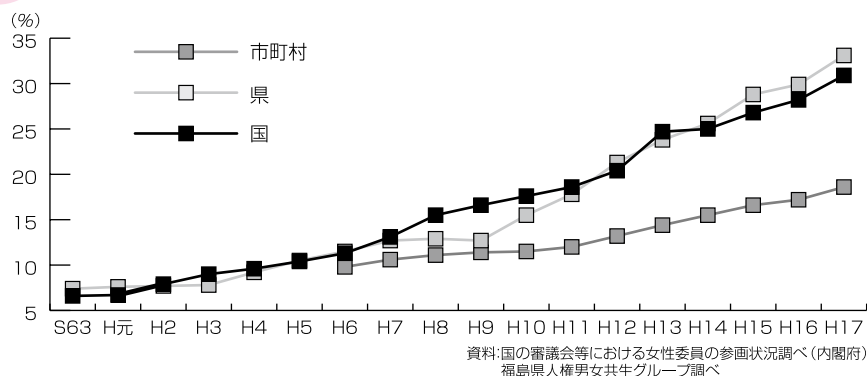
特に自治体の議会や行政など公的分野で決定される政策・方針は、そこで生活する男女双方に影響を与えるため、決定にあたり双方の意見がバランス良く反映されることが必要です。

県内の状況を見ると、地方議会議員に占める女性の割合は、県議会、市町村議会合わせて4.5%（平成17年4月1日現在）と、全国平均8.1%（平成16年12月現在）に比べ低い水準です。

また、県の審議会等における女性委員の割合は、平成12年の21.3%から平成17年には33.1%と11.8ポイント伸びていますが、男女平等の視点からは更なる努力が求められます。

また、女性公務員の職域拡大や能力活用、管理職への積極的登用に向け、県における「福島県職員男女共同参画推進行動計画」に基づく取組みなど、男女共同参画推進条例に定めるポジティブ・アクションを含む具体的な取組みを一層進める必要があります。

<審議会等における女性委員の比率>



【施策の方向】

- 幅広い職務経験の付与や管理職への登用など、県自ら率先して職員の男女共同参画を推進します。
- 政策の立案から決定までの過程における男女共同参画のための取組みを一層進めるとともに、審議会等への女性委員の登用を促進します。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①「審議会等への女性の登用促進要綱」に基づき、女性の参画を一層進めます。	全庁
②有識者や専門技術者等の情報を収集するなど、男女共同参画人材リストの一層の充実を図ります。	生活環境部
③「福島県職員男女共同参画推進行動計画」等の着実な推進を図ります。	総務部 教育庁 警察本部 全庁
④各職場において、女性職員が能力を発揮しキャリアアップできるよう、幅広い職務経験の付与や研修参加の機会の確保などを通じ計画的育成に努めます。	
⑤女性職員及び教員のポジティブ・アクションについて、男女共同参画推進条例の趣旨を尊重した取組みを推進します。	総務部 教育庁 警察本部
⑥教員の管理職における女性の登用を促進します。（I1(1)）	教育庁
⑦女性の政治参加の重要性についての啓発を実施します。	生活環境部

【市町村に期待すること】

市町村の審議会等における女性登用の拡大が望まれます。
女性職員の職域拡大・能力活用・管理職への積極的登用が望まれます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
県の審議会等における女性委員の割合	－	35.4%	法令による職の指定及び機関の指定のある委員を除いた構成は、いずれかの性が40%を下回らない。
職指定等含む	21.3%	33.1%	法令による職の指定及び機関の指定のある審議会においても、改訂前のプランの女性登用率の目標値33.3%の達成を目指す。
市町村の審議会等における女性委員の割合	13.2%	18.6%	(30%)
県の女性管理職の割合	1.3%	2.7%	7.0% (知事部局)
市町村の女性管理職の割合	6.2%	6.2%	(10%)
県議会における女性議員の割合	3.3%	6.9%	－ (モニタリング値)
市町村議会における女性議員の割合	2.7%	4.4%	－ (モニタリング値)

Ⅱ

意思決定過程における男女共同参画の拡大

(2) 企業、団体、地域等における女性の参画の促進

【目 標】

企業や各種団体等、あらゆる組織や地域コミュニティにおいて、男女の共同参画による意思決定がなされるよう、女性の参画拡大を目指します。

【現状と課題】

「労働条件等実態調査」(平成16年 福島県)によると、従業員30人以上の民間事業所の部長職に占める女性の割合は1.5%、課長職3.6%と低い状況です。

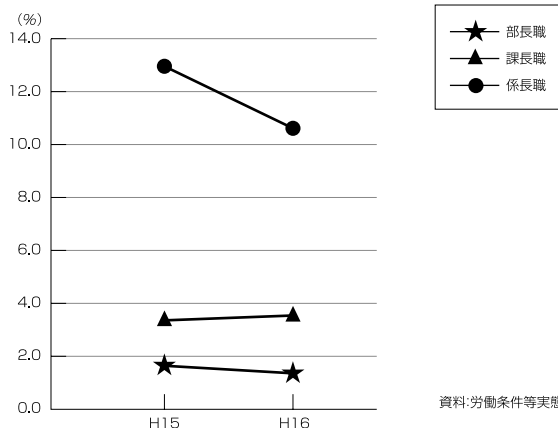
また、福島県内の農業就業人口に占める女性の割合は54.8%(2005年農林業センサス農林業経営体調査 平成18年 福島県)と半数を超えているにもかかわらず、農業協同組合の正組合員及び農業委員に占める女性の割合は低く、農業における生産・経営の方針決定が男性中心に行われている状況がうかがえます。

同様に、労働組合・町内会・PTA等の活動においても、女性の参加が多いにもかかわらず、方針を決める会長などの代表は男性が務める場合が多く、PTA会長や町内会等の代表における女性の割合は、ここ5年間でほとんど変化なく推移しています。

国の男女共同参画推進本部では、2003年(平成15年)6月に、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との決定をしており、この決定を踏まえ、企業・団体・地域における女性の参画の一層の推進を図る必要があります。特に、企業においては、ポジティブ・アクションの奨励など男女雇用機会均等法の趣旨に沿って、女性の能力発揮のため積極的に取り組む必要があります。

また、地域社会や各種団体等の活動は、まちづくりや教育など生活と密接に関連することから、男女共同参画推進条例の趣旨に沿って、性別にとらわれない役員選任等により、方針決定に男女ともに関わっていくことが必要です。

<職位別女性の雇用者割合(福島県)>



資料:労働条件等実態調査報告書(福島県)

※ポジティブ・アクション

(positive action) (積極的改善措置)

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの。

【施策の方向】

○企業、団体、地域等における女性の参画を促進するため、女性の能力発揮や登用について企業や各種団体等へ一層強く働きかけます。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①企業、団体、地域における固定的な性別役割分担意識の解消への取組みを促進します。	全庁
②企業等に対して男女共同参画の推進や仕事と家庭の両立のための職場環境の整備に向けた啓発を行います。	生活環境部 商工労働部
③男女共同参画に積極的に取り組む企業に対しインセンティブ（動機付け）となる制度について検討します。	生活環境部 商工労働部
④女性労働者の能力発揮やキャリアアップに向けた研修、ポジティブ・アクションの導入等を促進します。	商工労働部
⑤町内会・自治会等、地域コミュニティの意思決定過程への女性の参画の拡大を要請します。	生活環境部
⑥農業協同組合の役員、農業委員への女性の参画拡大や、農業協同組合等への女性の正組合員加入拡大について、啓発活動を推進します。	農林水産部

【県民・事業者に期待すること】

企業・団体・地域等の活動に、女性が率先して参画していくことが望めます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
農業協同組合における女性の正組合員数の割合	11.7% (H11)	13.4% (H16)	(25%)
㊦女性委員が複数人いる農業委員会の割合	—	39.1%	(100%)
PTA会長における女性の割合	12.7%	12.7% (H16)	(20%)
町内会等の代表における女性の割合	2.3%	2.0%	(10%)
㊦民営事業所の管理職における女性の割合(係長相当職以上の女性比率)	—	6.2% (H16)	— (モニタリング値)

Ⅲ

女性のエンパワーメントの推進と自立促進

1 能力の開発・向上に向けた取組みへの支援

(1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

【目 標】

あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材を育成し、意思決定過程への男女共同参画の拡大を目指します。

【現状と課題】

政治や行政の公的分野や企業・団体・地域等において女性の参画が進まない要因として、男女間の経済的格差に加え、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることなどが考えられます。

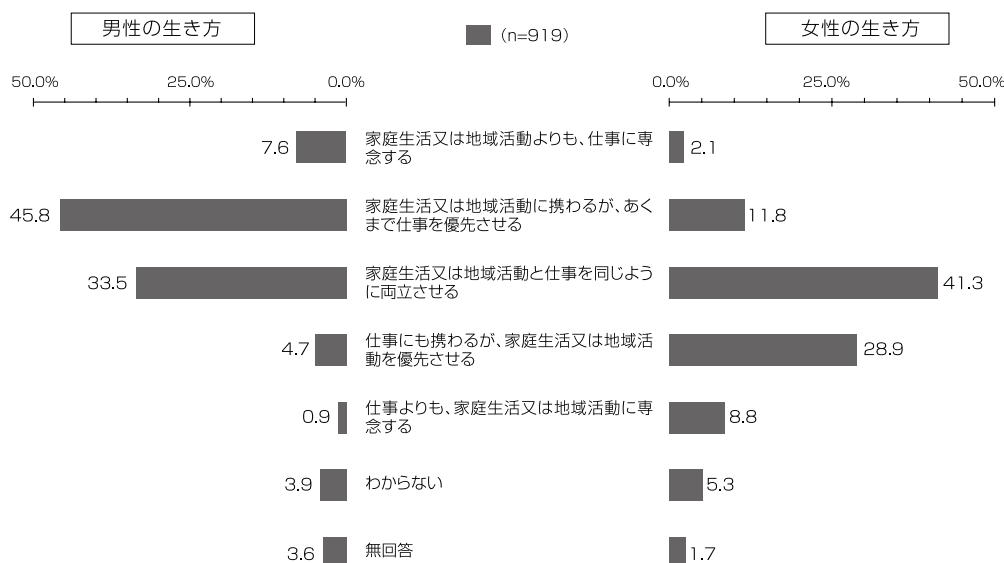
意識調査によると、女性の望ましい生き方として「家庭と仕事を両立」「家庭に専念あるいは優先」が合わせて8割弱を占めるなど、女性に期待される活動の場が家庭中心となっています。

同じ調査で社会活動・地域活動の参加状況を見ると、ほとんどの分野で男性に比べて女性の参加が少なく、参加している社会活動・地域活動がないと答えた女性の割合は4割近くに上ります。

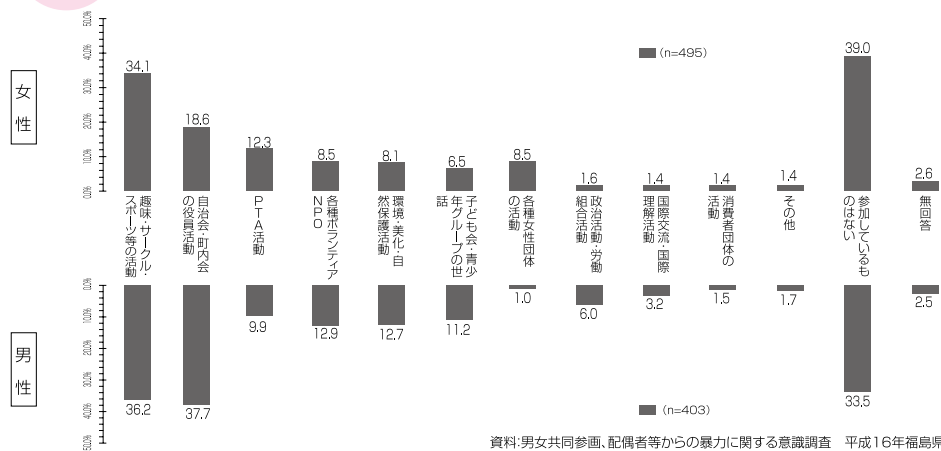
このように、固定的性別役割分担意識や慣行などが、男女の社会的役割に結びつき、女性の社会経験が不足しがちなこととあいまって様々な意思決定の場への女性の参画を遅らせる要因となっています。

このため、女性自身が意識を高め行動することの必要性について啓発を進めるとともに、意欲のある女性に対し能力開発の支援や情報の提供等を行い、男性とともに様々な分野に参画し、責任を果たせる女性人材を積極的に育成していくことが求められています。

<女性及び男性の望ましい生き方>



<参加している社会活動>



【施策の方向】

- 女性のエンパワーメントのための教育・学習活動の充実を図ります。
- 女性があらゆる分野で活躍できるよう、チャレンジしやすい環境づくりなどの支援策を推進します。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①男女共生センターの活用などにより、女性のエンパワーメントの推進に資する各種講座を開催し、女性人材の育成を推進します。	生活環境部
②様々な分野において活動できる女性リーダーが育成されるよう支援します。	生活環境部 農林水産部 教育庁
③社会の様々な分野で活躍している女性等によるネットワーク構築を支援します。	生活環境部 農林水産部
④地域における男女共同参画学習指導者の育成に努めます。	生活環境部 教育庁
⑤男女共生センターを拠点に、必要な情報の提供、相談窓口の充実、学習機会の提供・整備等、女性の能力発揮のための支援を行います。	生活環境部
⑥理工系分野や社会科学分野等女性の進出が遅れている分野の関心を高めるための広報・啓発を推進します。	生活環境部 教育庁

【市町村に期待すること】

地域のさまざまな分野に参画できる女性人材の育成について、積極的な取組みが望まれます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
男女共同参画海外研修コース派遣者数<累計>(再掲)	122人	178人	222人
男女共生センターにおける女性のエンパワーメントの推進にかかる講座の受講者数<累計>	0人	842人 (H16)	1,800人
男女共同参画人材リスト登録者数	—	805人 (H16)	1,000人

Ⅲ

女性のエンパワーメントの推進と自立促進

1 能力の開発・向上に向けた取組みへの支援

(2) 地域生活に対する男女の積極的参画の促進

【目 標】

男女がともに家庭や地域生活に積極的に参画できる社会を目指します。

【現状と課題】

意識調査によると、男性の望ましい生き方として「仕事に専念あるいは優先」と答えた人が男女とも過半数を占めています。女性の望ましい生き方として「家庭生活又は地域活動と仕事を両立」「家庭生活又は地域活動に専念あるいは優先」が多かったのと対照的です。

戦後の高度経済成長期からこれまでの間、日本の社会システムの多くは、男性が外で働き女性が家庭で支える役割分担を前提としてきました。

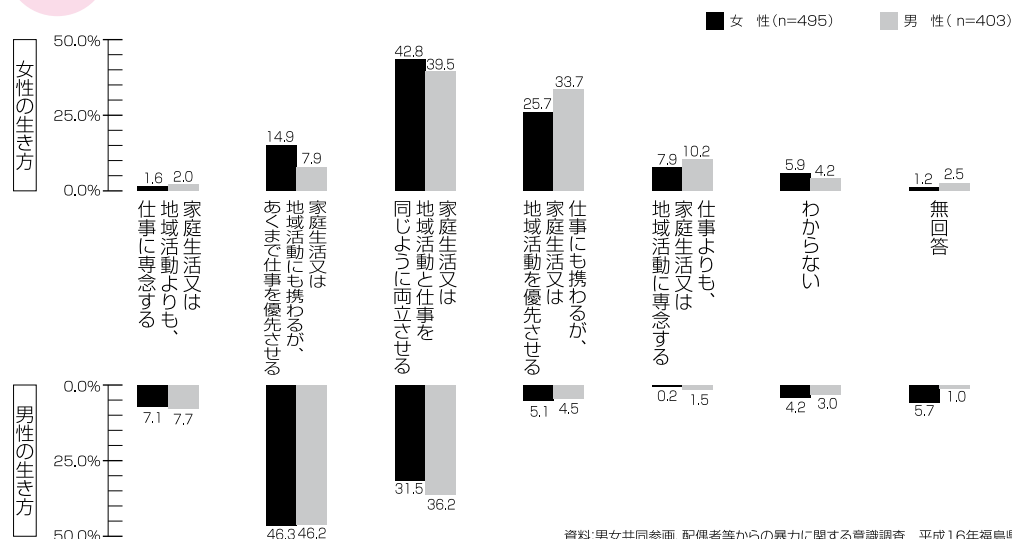
こうした社会のあり方は、経済成長期には効率的に機能した反面、男性の長時間労働や単身赴任など、家庭や地域生活の犠牲を強いてきた面があります。

潤いある生活や心の充足の必要性、長くなっている退職後の生活のあり方、さらには父親の子どもに対する家庭内での重要性を考えると、これまでの仕事中心の男性の生き方を見直し、男女がともに仕事と家庭を両立し、地域社会の一員としてバランスの取れた生活を築いていくことが大切になってきています。

また、女性の社会経験の少なさが持てる能力を発揮しにくい要因になっており、女性が持てる能力を発揮するため、地域活動へ参画する機会をより増やすことが求められています。

このため、家庭内で家事・育児・介護等を担うことは家族全員の役目であることの啓発や、男性の職業生活を優先するライフスタイルの見直しを進め、ボランティア活動やNPO等の活動をはじめ各種の地域活動に、男女がともに参画しやすい環境の整備を進める必要があります。

<女性及び男性の望ましい生き方(男女別)>



資料:男女共同参画、配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成16年福島県

【施策の方向】

- 固定的性別役割分担意識の解消を図り、家庭や地域における男女共同参画の確立を目指します。
- ボランティア活動への参加機運の醸成と機会づくり、情報の提供とネットワークづくり及び参加しやすく活動しやすい環境づくりなどにより、地域活動等に対する男女の積極的参画を促進します。
- 地域生活に男性や若年層が参加しやすくなるような取組みを進めます。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①地域活動に対する男女の積極的参画のため、男女共生センターを拠点とした各種団体等とのネットワークを形成し、それらを活用した取組みを推進します。	生活環境部
②男女がともに参加する住みよい地域づくりができるよう、地域活動やボランティア活動への支援を行います。	生活環境部 保健福祉部 教育庁
③地域生活やボランティア活動に参画しやすい環境づくりのため、職場への協力要請活動を推進します。	生活環境部
④県のホームページ上で、個々のNPOの事業情報等を掲載し、NPOを情報面でサポートします。	生活環境部

【県民・事業者に期待すること】

家庭や地域活動への参画の機会を増やすため、男性の職場中心の意識・ライフスタイルの見直しを進め、労働時間短縮などに努めることが望まれます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
県が認証したNPO数	13団体 (H11)	261団体 (H16)	400団体
⑧NPOと県との連携・協力事業数	—	85事業 (H16)	110事業
県における男女共同参画の社会教育講座受講者数<累計>(再掲)	2,490人	2,906人	3,200人

Ⅲ

女性のエンパワーメントの推進と自立促進

2 経済的地位の向上といきいきと働くことができる環境づくり

(1) 職場における男女平等の実現

【目 標】

職場における男女の均等な取扱いを推進し、女性が性により差別されることなく、その能力と意欲を生かせる環境づくりを目指します。

【現状と課題】

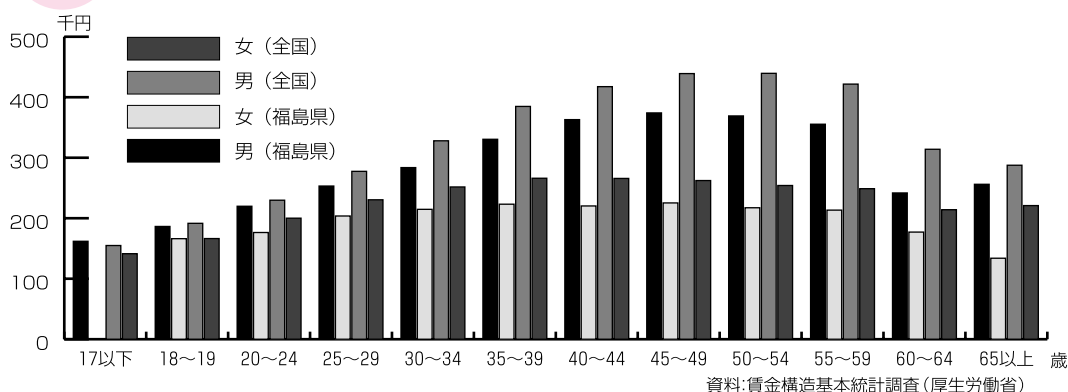
女性の年齢別労働力率を見ると、福島県においても20代後半から30代後半までの出産育児期に仕事を離れ、その後再就職するM字型となっています。

このようにキャリア形成が中断される働き方は、女性の管理職登用率の低さの一因ともなり、また、再就職時にパートタイム労働など低賃金の補助的業務を余儀なくされることなどから、男女の賃金格差を大きくしています。

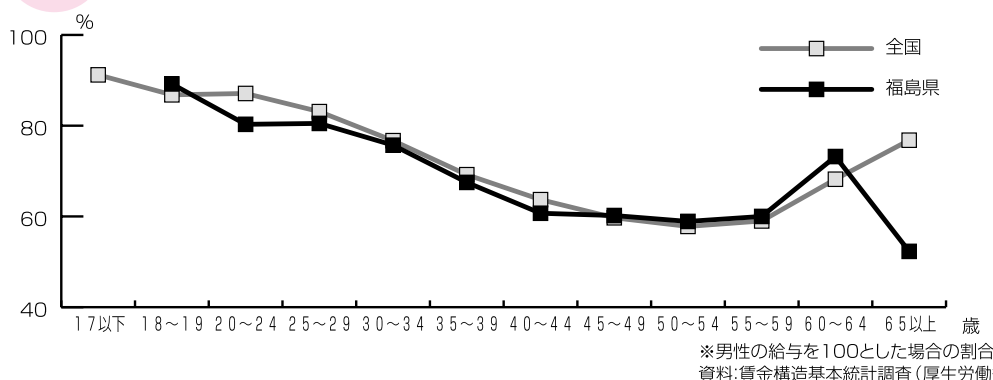
また、女子学生の就職難をはじめ採用や昇進等における男女間の格差は実態として残っており、女性が能力と意欲を生かして働き続けることを困難にしています。

このため、募集、採用、教育訓練、昇進等の性差別を禁じ、男女の均等な取扱いを定めた男女雇用機会均等法の趣旨に沿った雇用管理を進めるとともに、セクシュアル・ハラスメントの防止やポジティブ・アクションの導入の検討など、女性が能力を発揮していきいきと働くことのできる環境づくりに向けた取組みを積極的に進める必要があります。

<男女別年齢階級別所定給与額>



<年齢階級別所定内給与額の男女比>



【施策の方向】

- 男女間の雇用における均等な機会及び待遇の確保に向けて取り組みます。
- 性別に関係なく、能力と意欲を生かせるような労働環境の整備を図ります。
- 職場における男女平等を実現するため、企業におけるポジティブ・アクションの導入を促進します。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①男女雇用機会均等法等、労働関係法令の周知を図ります。	商工労働部
②男女の労働条件における格差をなくすための普及啓発を行います。	商工労働部
③短時間正社員等働きやすい制度の普及に努めます。	商工労働部
④実質的な男女の均等を確保するため、間接差別をなくす啓発活動を推進します。	生活環境部 商工労働部
⑤事業主に対し、新規卒卒者の受入れを含め、性差別のない正規雇用の拡大を促進します。	商工労働部
⑥小規模事業所等の労働条件に関する実態の把握に努めます。	商工労働部
⑦女性労働者の実態調査を行います。	商工労働部
⑧セクシュアル・ハラスメント防止対策を推進します。	生活環境部 商工労働部
⑨ポジティブ・アクションの普及を促進します。	商工労働部
⑩パートタイム労働指針等の周知と普及を図ります。	商工労働部

【県民に期待すること】

性別に関わりなく能力と意欲を生かせるような職場環境づくりが望まれます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
男女の賃金格差(男性を100とした場合の女性の比率)＜全年齢平均＞	64.0% (H11)	67.7%	— (モニタリング値)
⑧ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	—	3.5% (H16)	20% (H21)
⑧パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境の整備を進める企業の割合(正社員と同じ仕事を行わせているパートタイム労働者がいる事業所のうち、賃金等の面で均等待遇を行っている事業所の割合)	—	23.7% (H16)	— (モニタリング値)
⑧「仕事と生活の調和」推進企業認証数(注)	—	16社	200社 (H21)

(注)認証企業数は、平成18年1月30日現在

【県民から寄せられた意見】

小規模事業所については、大企業と違い学習の場が少なく、男女共同参画の理念が浸透しにくい。小規模事業所の実態把握を行い、男女共同参画を進めてほしい。

Ⅲ

女性のエンパワーメントの推進と自立促進

2 経済的地位の向上といきいきと働くことができる環境づくり

(2) 女性の自営業者、家族従業者、起業家等への支援

【目 標】

農林水産業や商工業等の自営業に従事する女性が、労働に見合った正当な評価を受けられるよう、労働環境の整備を一層進めます。また、女性の起業が経営として確立できるような環境づくりを目指します。

【現状と課題】

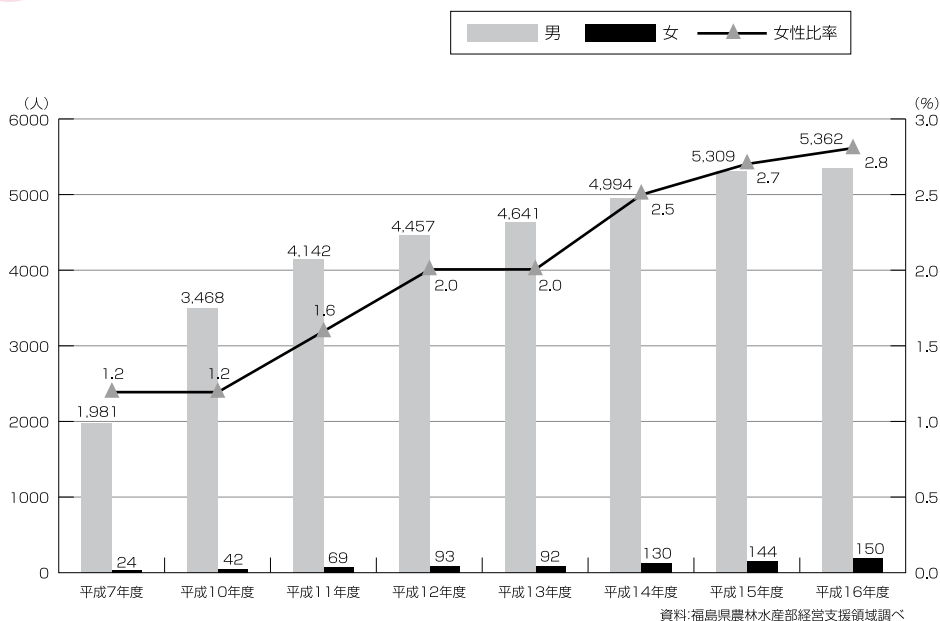
平成17年における県内の農業就業人口に占める女性の割合は、全体の過半数を超え、生産や経営の担い手として重要な役割を果たしています。

また、県内の民営事業所における男女の従業者数の割合に従業者規模で見ると、女性の占める割合が一番高いのは「1人～4人」の事業所となっており、自営業を含む小規模な事業所においても女性が重要な担い手となっていることがうかがえます。（平成17年事業所・企業統計調査結果確報 平成17年福島県）

しかしながら、農林水産業や商工業等の自営業は、時間的にも空間的にも仕事と生活を分けることが困難で、特に女性は家事労働も含め長時間労働になりやすく、また、日ごろ果たしている役割も正しく評価されているとは言い難い状況にあります。このため、女性の経済的自立と労働環境の整備を推進する必要があります。

また、起業は女性の新たな就業形態の一つとして期待されていますが、女性が起業を目指す場合、男性とは異なる様々な困難に直面すると考えられることから、創業資金の融資、相談、起業家セミナーの開催など、事業運営に必要な支援を推進する必要があります。

< 農業経営改善計画の認定を受けた農業者数の推移（福島県） >



【施策の方向】

- 女性の労働が評価されにくい農林水産業や商工業等の自営業における女性の経済的自立と労働環境の整備を推進します。
- 農業経営や起業活動に積極的に参画する意欲ある女性に対する支援を行います。
- 「ふくしま農山漁村男女共同参画プラン」の推進を図ります。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①自営中小業に携わる女性従業者や家族経営等における労働実態の把握に努め、女性が日ごろから果たしている役割が正当に評価されるよう啓発を行います。(Ⅲ2(3))	商工労働部 農林水産部
②農家における家族経営協定締結の推進及び内容の充実や女性の労働の適正評価等により、女性の経営参画を促進します。(Ⅲ2(3))	農林水産部
③農業経営や起業活動に積極的に参画する意欲ある女性農業者に対する支援を行います。	農林水産部
④農業経営改善計画の認定を受けた女性農業者を育成するため、主体的に経営参画できるよう女性の経営能力向上を支援します。(Ⅲ2(3))	農林水産部
⑤法人化等の支援により、農業経営基盤の強化を図ります。	農林水産部
⑥起業を目指す女性に対し、セミナーや支援制度の情報提供を行うとともに、起業後も経営相談を行い、女性のチャレンジを支援します。	生活環境部 商工労働部 農林水産部
⑦起業希望者に対する助成制度や融資制度の活用について周知に努めます。	商工労働部 農林水産部

【県民・事業者に期待すること】

家族経営や自営業に従事する女性とその働きを正当に評価される環境を作っていくことが望まれます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
農業経営改善計画の認定を受けた女性農業者数	76人 (H11)	150人 (H16)	830人
家族経営協定締結数	193戸	650戸 (H16)	1,200戸
⑧農林水産関係における起業グループ 経営体数(売り上げ1人当たり100万円以上)			
農林水産物加工販売組織数	—	(H16) 18組織	36組織
農林水産物直売活動組織数	—	26組織	50組織
県の創業助成制度の利用状況 (うち女性の利用状況)	9件 (0件) (H11)	2件 (1件) (H16)	— (—) (モニタリング値)
⑨女性自らによる農林水産関係の制度 資金活用件数	—	8件 (H16)	28件

Ⅲ

女性のエンパワーメントの推進と自立促進

2 経済的地位の向上といきいきと働くことができる環境づくり

(3) 女性の経済的自立の促進

【目 標】

女性が様々な分野に参画し、能力を発揮していきいきと暮らし、働くことができるよう、女性の経済的自立の促進を目指します。

【現状と課題】

意識調査によると、不動産等自分名義の資産を保有している女性は「家」18.6%（男性60.5%）、「土地」17.6%（男性49.4%）と男性に比べ少なく、家、土地、預貯金等いずれの資産も持たない女性は36.2%（男性16.9%）に上ります。

この背景として、夫婦の財産形成や相続の際に、固定的な性別役割分担意識や慣行にとらわれ、正当な権利を主張しにくい状況があることなどが考えられます。

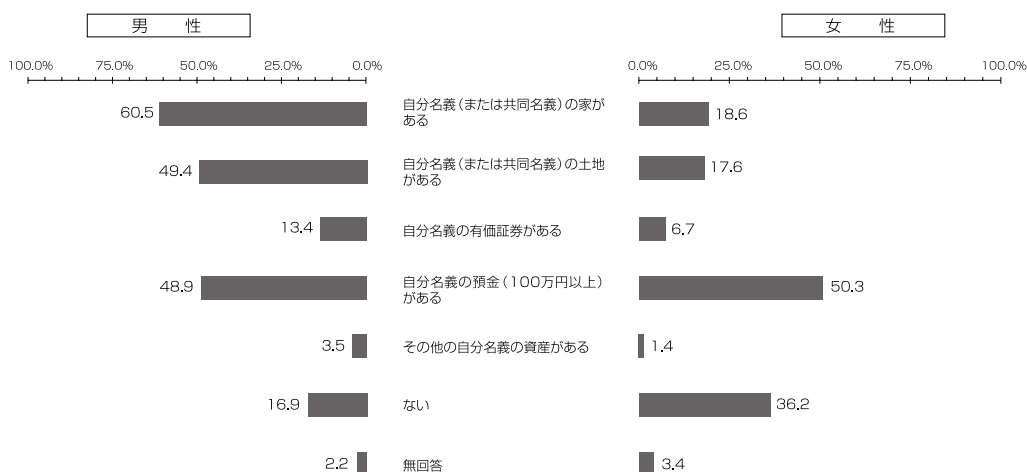
雇用者の賃金について見ると、女性の賃金は男性の67.7%（平成17年賃金構造基本統計調査 厚生労働省）に止まっており、出産等を機会に就業を中断してその後再就職する働き方などが要因として考えられています。

このように、女性が資産形成をしにくい社会状況は、女性の立場を補助的なものとする考え方や慣行と相互に関連しています。

経済力の獲得は、男女の平等な関係形成の基盤として重要ですが、先の意識調査では、男女がともに仕事や家庭、地域活動等に参画していくために必要なこととして「女性が経済的に自立し、社会的責任を果たせるような能力を身に付けること」を挙げた人は少なく、経済的自立の必要性についての認識は十分ではありません。

こうしたことから、女性の経済的自立は社会のあらゆる場に参画し能力を発揮していくうえでの基礎であることの啓発を進め、経済的自立に向けた各種の支援を進める必要があります。

<自分名義（または共同名義）の資産>



資料:男女共同参画、配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成16年福島県

【施策の方向】

- 女性が経済的に自立することの重要性について広く意識啓発を行います。
- 女性労働者が能力を発揮して就業を継続できるよう、男女雇用機会均等法等の趣旨を踏まえ企業等に対し幅広く働きかけを行います。
- 自営業、家族従業等において女性が果たしている労働の正当な評価等により、個の確立及び職業人としての自立を支援します。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①女性の資産形成を進めるための啓発を行うなど、女性の経済的自立に向けた情報・学習機会を提供します。	生活環境部
②学校において、男子向き女子向きといった考え方にとらわれず、将来の経済的自立を念頭に置き、女性の進学や進出の割合が低い理工系分野や社会科学分野等の幅広い選択ができるよう、進路指導の充実に努めます。(Ⅰ1(1))	生活環境部 教育庁
③女性労働者が就業を継続し、能力を発揮してキャリアアップできるよう、情報・学習機会の提供や企業に対する働きかけを行います。	生活環境部 商工労働部
④再就職を目指す女性に、各種情報を提供するほか、技能研修を行い、就業支援、職業教育の充実に努めます。	生活環境部 商工労働部
⑤自営中小業に携わる女性従業者や家族経営等における労働実態の把握に努め、女性が日ごろから果たしている役割が正当に評価されるよう啓発を行います。(Ⅲ2(2))	商工労働部 農林水産部
⑥農家における家族経営協定締結の推進及び内容の充実や女性の労働の適正評価等により、女性の経営参画を促進します。(Ⅲ2(2))	農林水産部
⑦労働報酬に合わせた自分名義の口座開設等により、農林水産業に従事する女性の個の確立を支援します。	農林水産部
⑧農業経営改善計画の認定を受けた女性農業者を育成するため、主体的に経営参画できるよう女性の経営能力向上を支援します。(Ⅲ2(2))	農林水産部

(注) 認証企業数は、平成18年1月30日現在

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
男女の賃金格差(男性を100とした場合の女性の比率) <全年齢平均> (再掲)	64.0% (H11)	67.7%	— (モニタリング値)
⑧自分名義の資産保有状況			
<女性> (家)	16.8%	18.6%	—
(土地)	16.1%	17.6%	—
(預金)	43.5%	50.3%	—
<男性> (家)	62.5%	60.5%	—
(土地)	55.3%	49.4%	—
(預金)	53.4% (H11)	48.9% (H16)	— (モニタリング値)
家族経営協定締結数(再掲)	193戸	650戸 (H16)	1,200戸

IV

男女がともに家庭と仕事を両立できる環境の整備

(1) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大

【目 標】

性別にかかわらず、家庭生活と職業生活が両立できるよう、育児・介護の社会的支援の拡大を目指します。

【現状と課題】

本県の平成16年の合計特殊出生率は1.51で、全国の1.29を上回るものの、年々低下傾向を示しており、社会の活力の低下が懸念されている状況にあります。深刻な少子化の要因としては、子育ての経済的、精神的負担が大きいことも挙げられています。

また、意識調査によると、自宅で介護する場合に家族の中では主に誰が介護することになるかという質問に対し、「自分」と答えた人の割合は、女性の65.6%に対して男性は21.8%と低く、「自分の配偶者」と答えた人の割合は、女性の9.5%に対し男性は50.8%となっています。

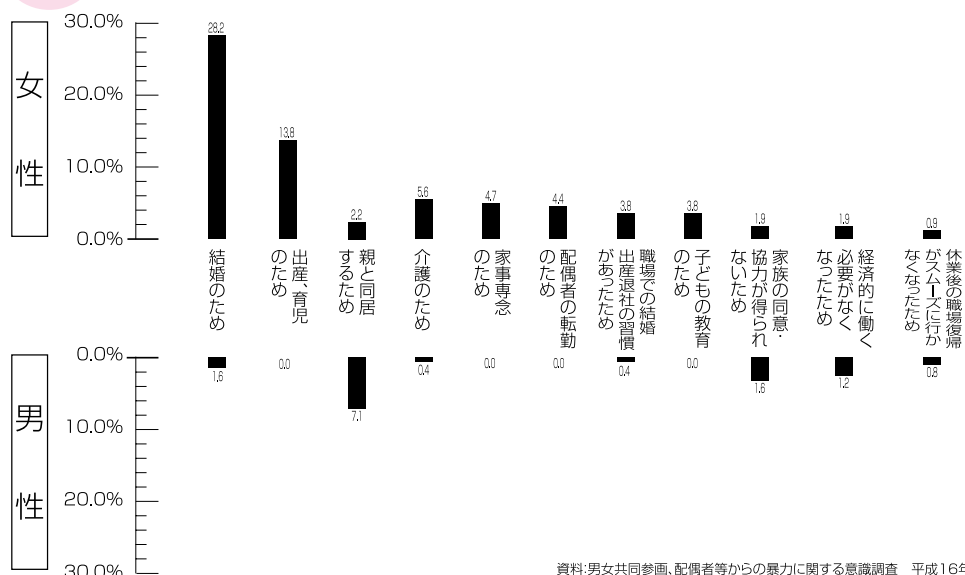
同じ調査によると、女性が「出産・育児」や「介護」を理由に退職している状況も明らかになっています。

本来、家事・育児・介護などは、家族全員の協力により担うべきものですが、固定的な性別役割分担意識や慣行から、現実には女性の負担が大きく、就業継続や社会参画を困難にしています。一方、男性の多くが仕事中心の環境に置かれており、家事等を担うことを難しくしています。

諸外国の状況をみると、合計特殊出生率が高い国は、仕事と育児のバランスをとれるよう、働き方や保育サービスに多様な選択肢が整備されています。

男女がともに働き、子育てを分担することが子育ての経済的、精神的負担の軽減につながります。現在女性が多くを担っている育児・介護について、男女が協力して担うことや社会全体で支えることができるよう、多様な子育て支援、介護サービスの充実などの環境整備が必要です。

<あなたが仕事をやめた理由(家庭関係)>



資料：男女共同参画、配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成16年福島県

【施策の方向】

- 育児・介護について、男女が協力して担うことができるよう、多様な子育て支援、介護サービスの充実を図ります。
- 保健、福祉、教育等の連携のもと、地域ぐるみで子育てを支援する体制の整備を図り、社会全体で子育てを支える環境づくりを進めます。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①保育所入所定員の拡大、多様な保育サービス、放課後児童対策のより一層の充実など、子育て家庭が必要ときに利用できる保育サービス等を充実します。	総務部 保健福祉部 教育庁 保健福祉部
②「子育て支援を進める県民運動」を進め、地域社会全体での子育て支援に取り組みます。	保健福祉部
③子育て等に関する相談・情報提供体制を整備します。	保健福祉部
④地域ぐるみで子育てを支援するセンターやネットワークの整備を促進するとともに、子育てサークルなど子育て家庭の相互援助活動を支援します。	総務部 保健福祉部
⑤ファミリー・サポート・センターの設立を促進します。	保健福祉部
⑥介護保険の対象となる在宅及び施設サービスの提供基盤の整備を促進します。	保健福祉部
⑦介護予防施策や自立した生活の支援を行う生活支援施策の充実とケアハウス等の整備を促進します。	保健福祉部

【市町村に期待すること】

地域の実情に合った、幅広い子育て・介護支援に関する施策の推進が望めます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
①地域子育て支援センター設置数	—	45か所 (H16)	100か所 (H21)
②保育所入所定員数	—	24,627人 (H16)	27,700人 (H21)
延長保育を実施している保育所の割合	35.0%	51.5% (H16)	70% (H21)
乳児保育を実施している保育所の割合	49.3%	72.1% (H16)	93.8% (H21)
一時保育を実施している保育所の割合	10.1%	19.9% (H16)	50% (H21)
③障がい児保育を実施している市町村の割合	—	85.6% (H16)	88.8% (H21)
④放課後児童クラブ設置率	—	42.2% (H16)	60% (H21)
市町村におけるファミリー・サポート・センターの設置数(累計)	0か所	7か所 (H16)	11か所 (H21)
⑤介護老人福祉施設等の定員	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	6,925人 6,035人 1,033人 (H16)	8,265人 6,725人 1,688人 (H19)

【県民から寄せられた意見】

- 医師不足は深刻。医大生も、女性が多くなってきているが、育児休業をとると変化に取り残されてしまい、結果的に家庭に入ることになって医師不足につながる。24時間保育所の拡充も必要であるし、放課後児童クラブも現在は3年生までの制度であり、両立支援をもっと充実させてほしい。

※ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい会員と育児の援助を受けたい会員からなる相互援助組織で、市町村などが設置する。保育施設までの送迎、保育施設の保育時間開始前や終了後の一時預かり、保護者の病気や急用の場合の一時預かりなどの事業を行う。

IV

男女がともに家庭と仕事を両立できる環境の整備

(2) 家庭生活と職業生活を両立できる就業環境の整備

【目 標】

女性の就業継続や、男性の家庭・地域活動への参加を容易にするため、家庭生活と職業生活を両立できる多様で柔軟な就業環境づくりを目指します。

【現状と課題】

これまでも仕事と子育ての両立支援を中心とした、子どもを産み育てやすいようにするための環境整備が行われてきましたが、職業生活に重点を置く傾向が残っているため、子どもや介護を要する高齢者等と暮らす勤労者にとっては、仕事と家庭の両立を困難にしている面があります。

平成16年の毎月勤労統計調査によると、本県における年間総実労働時間は1,946時間で全国の1,816時間より長くなっています。意識調査では、女性が働き続けるために必要なこととして、「労働時間短縮や休日の増加、就業時間に柔軟性を持たせるなど働きやすい労働条件」が35.9%と最も多くなっています。

また、労働条件等実態調査（平成16年 福島県）では、本県事業所における育児・介護休業制度の規定率は育児休業制度で87.1%、介護休業制度で78.4%と徐々に進みつつありますが、育児休業取得率は、女性65.3%、男性0.2%と男女の偏りが大きくなっています。このことは、男女の賃金格差に加え、職場内に男性が育児休業を取得しにくい状況があるものと考えられ、男女のライフスタイルの見直しを促すためにも、男性の育児休業を取得しやすい環境を整えることが課題となっています。

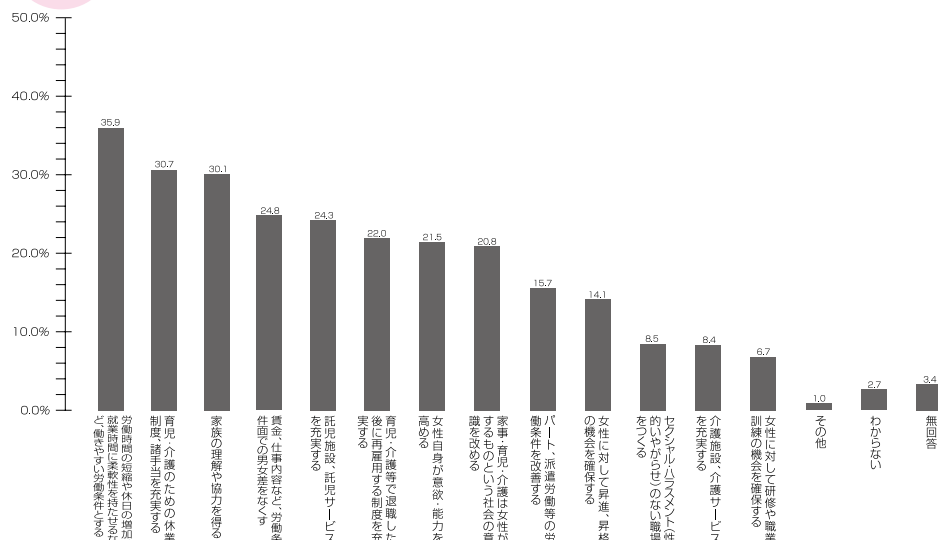
さらに「次世代育成支援対策推進法」の制定に伴い、事業主は、行動計画を策定し、男女がともに家庭と仕事の両立を図ることができるように主体的に取り組むことが求められています。

今後は、総労働時間の短縮はもとより、育児・介護休業制度の定着、子育て期間中の勤務時間の短縮、再雇用制度、在宅勤務、さらにはフレックスタイムの導入など、多様な働き方について選択の幅を広げる就業環境の整備が一層必要となっています。

※フレックスタイム

規定の労働時間を守れば、出入社時間は従業員各自が自由に決められる勤務態勢。

<女性が働き続けるために必要なこと>



【施策の方向】

- 企業における柔軟な勤務形態や家庭と仕事を両立しやすい就労形態について企業等への啓発に努めます。
- 育児・介護休業を取得しやすい、また休業後復職しやすい職場づくりなど、子育て・介護家庭に配慮した労働条件の整備を促進するため企業等への啓発に努めます。
- 出産、育児、介護等による退職者の再就職を支援します。
- 公正な処遇が図られる多様な働き方の普及に努めます。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①家庭生活や職業生活を両立できる多様な働き方について先進的な取組みを行っている企業を認証するとともに、特に優れた取組みを行っている企業を表彰します。 また、認証企業へのメリットを拡大します。	商工労働部
②育児・介護休業制度の普及を促進します。	商工労働部
③育児・介護休業法に定める子育て期間中の勤務時間短縮等の措置について、普及啓発に努めます。	保健福祉部 商工労働部
④フレックスタイム制や在宅ワークなど柔軟な就業形態の普及を図ります。	商工労働部
⑤育児・介護休業中中等の勤労者に対して、生活安定に必要な資金を低利で融資します。	商工労働部
⑥労働時間短縮に向けた企業への啓発を行います。	商工労働部
⑦再就職を希望する人が円滑に就職できるよう、受入環境整備を推進します。	商工労働部
⑧女性の再就職に向け、情報提供、キャリアカウンセリング、職業訓練などの支援や、再就職に関する調査研究を行います。	生活環境部 商工労働部
⑨パートタイム労働者・派遣労働者などの非正規雇用者の公正な処遇について啓発に努めます。	商工労働部

【事業者に期待すること】

仕事と育児・介護の両立を容易にするため、男女とも育児・介護休業を利用しやすいような職場環境づくりの促進が望まれます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
育児休業の取得率(女性) (男性) (事業所規模30人以上)	55.1% 0.1%	65.3% 0.2% (H16)	80% 10% (H21)
介護休業制度の利用実績のあった事業所の割合(事業所規模30人以上)	4.9% (H11)	2.9% (H16)	20%
年間総実労働時間数(事業所規模5人以上)	1,898時間 (H11)	1,946時間 (H16)	1,800時間以内
㊦育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合(事業所規模30人以上)	—	87.1% (H16)	100% (H21)
㊦介護休業制度を就業規則に規定している企業の割合(事業所規模30人以上)	—	78.4% (H16)	100% (H21)
㊦「子育て応援」中小企業認証数(注)	—	2社	— (モニタリング値)

(注) 認証企業数は、平成18年1月30日現在

【県民から寄せられた意見】

- 妊娠中の女性への産前産後休暇以外の休暇の充実など、企業の取組みも促進してほしい。

IV

男女がともに家庭と仕事を両立できる環境の整備

(3) 男性の家庭生活への参画支援

【目 標】

女性が社会参画を進めるためには、男性の家事、育児などの家庭生活、地域活動への参画が必要であり、男性の家庭生活や地域生活への参画を支援します。

【現状と課題】

家庭生活では、男女がともに家事や育児、介護を担っていくことが求められますが、現状は固定的な性別役割分担意識にとらわれ、女性がその役割を負担しています。

意識調査においても、家事・育児・介護の負担は、圧倒的に女性に偏っていることが明らかです。

また、労働条件等実態調査（平成16年 福島県）による育児休業取得率は、女性が65.3%に対し男性は0.2%となっています。介護休業の取得者も、女性の方が多くなっています。

このような状況は、女性の社会参画への障害となるばかりでなく、男性にとっても家族とのコミュニケーション不足や子育てに十分にかかわれないなどの問題を生じさせています。

意識調査において、男性が考える男性の望ましい生き方として「仕事に専念あるいは優先」と答えた人が53.9%を占めていますが、「家庭生活又は地域活動と仕事を両立」「家庭生活又は地域活動に専念あるいは優先」も42.2%を占め、仕事と家庭の両立が課題となっています。

このようなことから、男女共同参画社会の形成が男性にとっても意義があり、そのための責任を男性が有することの理解を深めるための支援や、家事、育児、介護に必要な知識や技術を習得するための学習機会の提供が必要です。

<男性の育児休業の取得状況>

	育児休業取得者数			育児休業平均取得日数		出産者に占める育児休業者の割合	配偶者が出産した者に占める育児休業者割合
	計	女性	男性	女性	男性		
調査計	328	326	2	189.5	13		
男女比(%)	100.0	99.4	0.6			65.3%	0.2%

資料：労働条件等実態調査（平成16年 福島県）

<男性の介護休業の取得状況>

	総数	取得のあった事業所数	介護休業取得者の男女比		
			計	女性	男性
調査計	874	25	32人	24人	8人
割合(%)	100.0	2.9	100.0	75.0	25.0

資料：労働条件等実態調査（平成16年 福島県）

【施策の方向】

○女性が社会進出するためには、男性の理解と家庭生活への積極的参画が必要であり、長時間労働など男性の働き方を見直し、家庭や地域に参画しやすい環境を整備します。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①男女共同参画社会の形成が男性にとって意義があり、そのための責任を有することの理解を深め、地域・家庭等への男性の参画が重要であることの広報・啓発を推進します。	生活環境部
②男性が家事、育児などの家庭生活に参画するための学習機会を充実します。	生活環境部
③男性が育児・介護休業を取得しやすい環境整備を促進します。	商工労働部

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
男性の家事の負担割合 (全部)	(H11) 2.6%	(H16) 3.5%	(モニタリング値) —
(大部分)	4.8%	4.2%	—
(半分ぐらい)	11.3%	18.4%	—
(一部している)	61.8%	60.5%	—
(まったくしていない)	16.3%	10.4%	—
育児休業の取得率(男性) (再掲)	0.1%	0.2% (H16)	10% (H21)

1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1) 男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進

【目 標】

女性に対する暴力は、人権を侵害する重大な問題であるとの認識を広め、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会環境づくりを目指します。

【現状と課題】

配偶者、恋人などのパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）（以下「DV」と略）、職場や学校でみられるセクシュアル・ハラスメント、性暴力、人身取引などは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、多くの場合被害者は女性です。これらの暴力は、過去から残存している固定的な性別役割分担や、家庭や社会における男性優位の意識や経済的格差等、男女のおかれている状況等に根ざした構造的問題です。

意識調査によると、夫など親しい男性から身体的な暴力を受けたことが「何度もあった」と答えた女性は4.2%、「1、2度あった」（12.3%）を含めると16.5%が経験があるとしています。

また、同じ調査では「なぐるふりをして、おどす。」、「『誰のおかげで生活できるんだ』とか、『かいしょうなし』と言う。」といった行為ばかりか、「骨折させる」、「打ち身や切傷等のけがをさせる」などの身体的暴力についても、暴力と認識する人の割合が、本県においては国の調査と比較して低い傾向にあります。

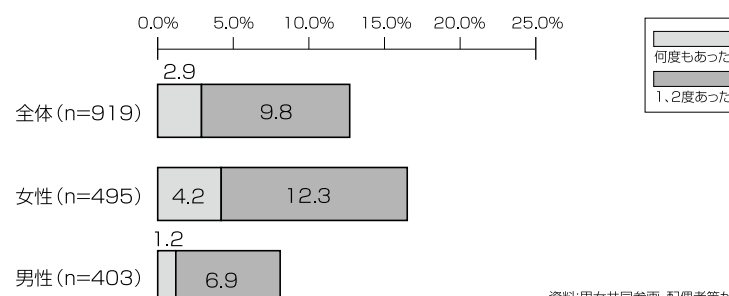
男女間における暴力のうち、個人的問題としてとらえられがちだったDVは、社会問題として取り上げられるようになり、平成13年に「配偶者暴力防止法」が制定され、平成16年には、保護命令の拡充や被害者の自立支援の明確化等を規定した改正法が施行されています。

県においては、平成14年度から、8か所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者への支援などを行っており、平成16年には、DVをはじめとする暴力の被害者や様々な悩みを抱える女性の保護、支援の中核施設として、「女性のための相談支援センター」を整備しました。

このように、男女間の暴力根絶についての取組みが進む一方、依然として女性に対する暴力は数多く見られ、また潜在化していることが推測されます。

暴力の存在は、人間の尊厳を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、性差別や暴力を許さない社会の形成に向け、人権尊重についての広報啓発活動の一層の推進、暴力に対する厳正な対応の強化、防犯対策の強化や地域安全活動の推進等の環境整備に努める必要があります。

<配偶者等からの被害経験>



資料:男女共同参画、配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成16年福島県

【施策の方向】

- DV、職場や学校でみられるセクシュアル・ハラスメント、性暴力、人身取引などの根絶を図るため、性差別や暴力を許さない社会の形成に向けた広報・啓発に努めます。
- 性犯罪、児童買春等の性的被害及びDV、ストーカー行為等の被害防止に向け、暴力に対する厳正な対応や防犯対策の強化、さらには地域安全活動の推進などの環境整備に努めます。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①DVやセクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であり、暴力は犯罪であることなどについて、人権尊重に立脚した普及・啓発を推進します。	生活環境部 保健福祉部 警察本部
②思春期や青年期などにある若い恋人間での暴力(デートDV)を防止するため、中学、高校における男女の人権の尊重や何が女性に対する暴力であるか、なぜ女性に対する暴力の根絶が必要なのか認識を深める取組みを進めます。	生活環境部 保健福祉部 教育庁
③若年層だけでなくすべての年齢層に対し、暴力、売買春は人権侵害であるという広報啓発を行います。	生活環境部 保健福祉部 警察本部
④リーガルリテラシーを高める啓発活動を行い、女性や少女が人権侵害を我慢しない意識づくりや環境づくりに取り組みます。	生活環境部 保健福祉部 教育庁
⑤DVに関する意識調査の結果を分析し、今後のDV防止やDV加害者対策などの施策に反映させます。	生活環境部 保健福祉部 警察本部
⑥男女間における暴力について定期的に実態を把握し、的確な施策への反映に努めます。	生活環境部 保健福祉部
⑦性犯罪、売買春やDV、ストーカー行為など、女性への暴力に対し厳正に対処し取締を強化します。	警察本部
⑧職場、学校、地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組みを促進します。	生活環境部 商工労働部

【県民に期待すること】

女性に対する暴力は個人的な問題ではなく、社会問題であることに気づき、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場で女性に対する人権侵害を許さない環境をつくっていくことが望めます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
⑨意識調査における「夫婦間暴力を暴力と認識する人」の割合 (平手で打つ)	—	(H16) 70%	—
(なぐるふりをして、おどす)	—	51.6%	—
(いやがっているのに性的な行為を強要する)	—	59.1%	—
(何を言っても長時間無視し続ける)	—	37.5%	—
(「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」という)	—	47.2%	—
			(モニタリング値)
⑩意識調査における「身近で配偶者から暴力を受けている人」の割合	—	20.8% (H16)	— (モニタリング値)
⑪意識調査における、「配偶者等からの暴力についてどこ(誰)にも相談しなかった人」の女性の割合	—	36.4% (H16)	— (モニタリング値)
⑫企業内のセクシュアル・ハラスメント相談窓口設置率(常用労働者30人以上の事業所についての有効回答を集計)	—	32.7% (H16)	— (モニタリング値)

【県民から寄せられた意見】

- DVの被害の潜在化を防ぐだけでは不十分。自立支援の施策も強力に進めてほしい。

1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(2) 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策

【目 標】

被害を受けた女性が安心して相談でき、安全に保護され、自立に向けた支援を受けられる体制の充実に努めます。

また、DVに対する社会の認識を深め、相談や保護、自立支援のための連携体制の構築を目指します。

【現状と課題】

意識調査によると、配偶者等から被害を受けた女性のうち公的機関や民間機関に相談した女性は6.6%(平成11年 4.0%)にすぎず、誰にも相談しなかった女性は36.4%(平成11年 37.8%)に上っています。

誰にも相談しなかった理由としては「相談するほどのことではないと思った」が56.0%で最も多く、「自分にも悪いところがあると思った」(29.3%)、「自分さえ我慢すればやっていけるといった」(17.3%)などが続いています。

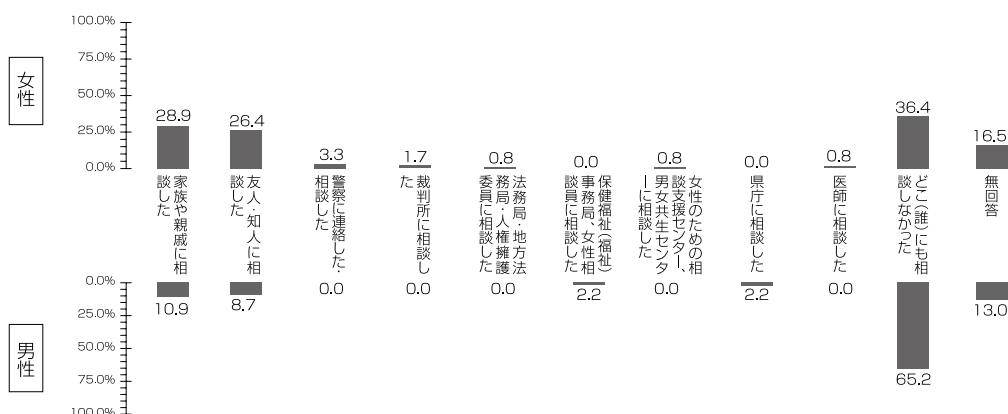
「配偶者暴力防止法」では、被害者の安全確保のための保護命令制度の創設や配偶者暴力相談支援センターの設置、被害者の自立支援がうたわれています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において支援センターの機能を果たすことができるようになっていきます。

県では、より相談しやすい体制の整備や自立に向けた迅速な対応に取り組んでいます。が、相談内容が複雑化する一方、自立に向けて支援しても加害者の元に戻るケースや加害者から厳しい追及を受けるケースがあるなど被害者支援は難しい面を有しています。

今後は、被害者支援に関する施策を一層充実し、暴力の形態に応じた幅広い取組みを行うほか、市町村との広域的な連携による支援の検討を行っていく必要があります。

また、行政の関係機関や民間団体が連携し、総合的な被害者支援システムの構築や社会の認識・理解不足の解消、加害者の再発防止策の検討を進める必要があります。

<配偶者等からの暴力についての相談経験>



資料:男女共同参画、配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成16年福島県

【施策の方向】

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の内容を踏まえて、被害者支援と再発防止対策の取組みを進めます。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①ドメスティックバイオレンス対策連携会議などにより、関係機関の連携を図りながら、被害者支援と再発防止対策を進めます。	生活環境部 保健福祉部 警察本部
②被害者が相談しやすいよう、窓口の広報を強化するとともに、被害者の自立支援に関する制度を広く周知し、DV被害の潜在化を防ぎます。	保健福祉部
③相談体制の充実や相談員の質を高めるための研修を充実するなど、相談機能の充実を図るとともに、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進します。	生活環境部 保健福祉部 警察本部
④保護を必要とする女性に対する緊急一時保護等の体制の充実を図るとともに、必要に応じた継続的な自立支援を行います。	生活環境部 保健福祉部
⑤女性のための相談支援センターにおける保護環境の一層の質の向上や女性支援パートナーの充実を図ります。	保健福祉部
⑥被害者の自立に向けたカウンセリング等の支援体制を整備します。	生活環境部 保健福祉部 警察本部
⑦配偶者暴力相談支援センターの設置などを促進するため、市町村に対する支援を行います。	保健福祉部
⑧シェルター（緊急一時避難施設）等を運営する民間団体の育成、支援、連携のあり方等を検討します。	保健福祉部
⑨加害者に対する再教育のあり方について検討します。	生活環境部 保健福祉部

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
㊦ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	－	1,195件 (H16)	－ (モニタリング値)
㊦ 配偶者暴力相談支援センター設置数	－	8か所	13か所

【県民から寄せられた意見】

- DVの対策は進んできているが、保護施設を出た後の自立支援はまだまだなされていない。自立がかなわずに、もとの状況にもどってしまう例もある。なお一層の協力体制をとって、確実に自立につなげるようにしてほしい。

2 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の増進

【目 標】

性と生殖に関する健康・権利の概念の浸透を図り、男女がともにパートナーを尊重する意識の醸成を目指します。

【現状と課題】

性情報の氾濫や性に対する意識の変化などにより、性体験の低年齢化が進む中、10代の望まない妊娠と中絶や性感染症の感染者が増加しています。

本県は、10代の人工妊娠中絶実施率が平成14年度をピークに増加傾向を示し、その後、減少に転じているものの全国平均を大きく上回って推移しています。また、10代の性感染症の感染者の割合が全国に比べて高くなっています。「援助交際」など「性の商品化」の傾向に若い世代が巻き込まれている現状もみられます。

女性の健康については、これまで、子どもを産み育てる側面が重視されてきており、思春期や更年期における健康上の問題、不妊に悩む夫婦への支援や望まない妊娠・性感染症の予防など、出産以外の健康を支援する視点は十分ではありませんでした。

また、女性は結婚して子どもを産むのが当然という意識がまだまだ残っており、女性が自分の身体のことを自分で決める権利(子どもを産む、産まない、いつ何人産む等)について、それが女性の重要な人権であるという認識が十分浸透していません。

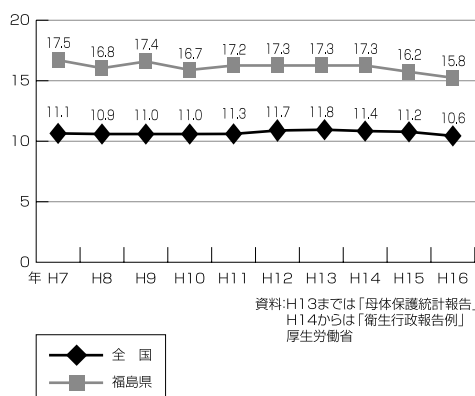
このため、性と生殖に関する健康・権利の概念の浸透を図り、それが女性の人権であるという認識を広め、男女が互いの性を尊重する人間教育としての性教育を充実するとともに、妊娠・出産も含め女性の生涯を通じた総合的な健康支援施策を推進することが必要です。

※性と生殖に関する健康・権利

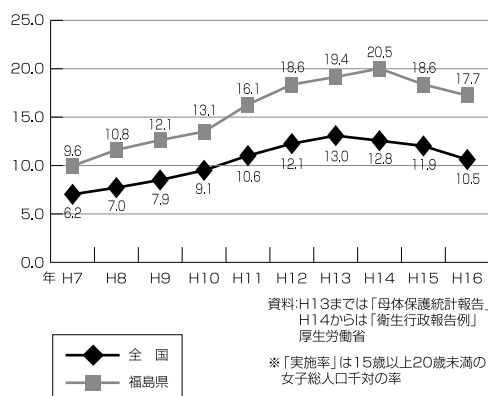
(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)
(reproductive health/rights)

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足 of 性生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、幅広い課題を対象としている。

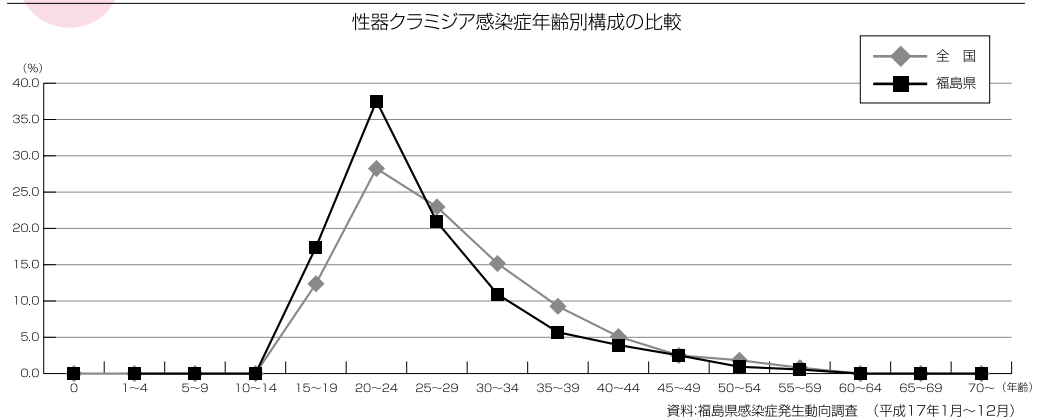
<人工妊娠中絶実施率の推移(女子人口千対)>



<10代の人工妊娠中絶実施率の推移>



<性感染症の報告状況>



【施策の方向】

- 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の概念の一層の浸透を図ります。
- 性情報の氾濫や性意識の変化を踏まえ、望まない妊娠や人工妊娠中絶、性感染症を予防します。
- 男女がともにパートナーを尊重する意識を醸成できるよう、家庭、学校、行政など地域が一体となって人間教育としての性教育を推進します。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①思春期教育など、いのちと性についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めます。(11(1))	生活環境部 保健福祉部 教育庁
②福島県の性教育の指針「性を学んでいのち生きいき」に基づき、発達段階に応じた性教育の充実に努めます。	生活環境部 保健福祉部
③関係機関と連携を図りながら、HIV／エイズや性感染症、望まない妊娠を予防するための知識の普及を推進します。	保健福祉部
④思春期に特有な性に関する不安・悩みに関する相談体制の充実に努めます。	保健福祉部
⑤不妊に悩む夫婦が気軽に相談できる窓口を設置し、必要に応じ専門的な相談を受けることができるよう支援します。	生活環境部 保健福祉部
⑥妊娠・出産・避妊等に関する相談や情報提供を充実します。	

【市町村に期待すること】

思春期保健対策への積極的な取組みが望まれます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
①10代の人工妊娠中絶実施率	18.6%	17.7% (H16)	11.9% (H21)
②不妊相談件数	56件	183件 (H16)	— (モニタリング値)
③性感染症(クラミジア)の報告数(感染症発生動向調査(厚生労働省))	—	609件	— (モニタリング値)

2 生涯を通じた男女の健康支援

(2) 生涯を通じた男女の健康保持・増進

【目 標】

男女の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図ります。

【現状と課題】

意識調査によると、男女が生涯にわたり心身共に健康であるために大切なこととしては、「思春期、青年期、更年期、老年期にあわせた健康づくりの推進」の割合が50.1%と最も高く、「学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施」が41.2%、「心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の整備」が39.8%で続いています。

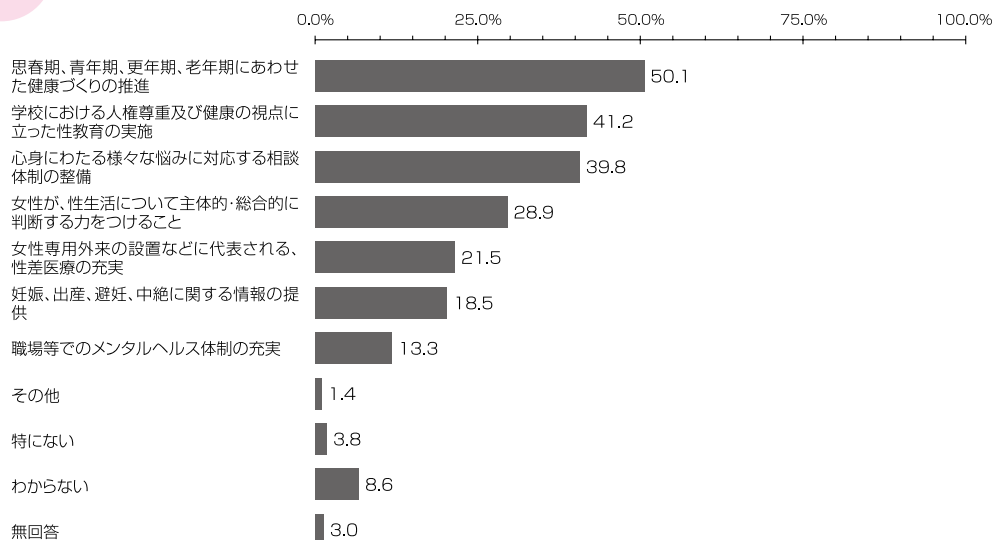
そのため、思春期、青年期、更年期、高齢期などの人生の各ステージに対応し、生涯を通じて、適切な健康の保持増進ができるような対策の推進を図る必要があります。特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、男性とは異なる健康上の問題に直面することもあるなど、性差に応じた的確な医療の推進も必要です。

一方、長引く不況を反映して、男性では50歳から64歳をピークとして経済生活問題を原因とする自殺が多くなっていますが、これは男性に対し過度の負担がかかっていることなどにより、心の健康が損なわれていることも一因であると考えられます。

また、健康をおびやかす問題として、県内においても、薬物の低価格化やファッション感覚による青少年の罪悪感の希薄化などの要因により、中学生・高校生等の薬物乱用の問題が深刻化しています。また、喫煙や過度の飲酒も健康を損なうこととなります。これらの健康をおびやかす問題が引き起こす、健康被害に関する教育や情報提供を推進し、正しい知識の普及・浸透に努める必要があります。

男女の健康を保持増進していくために、生涯を通じて男女が自己の健康管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制の確立が必要です。

<男女が生涯にわたり心身共に健康であるために大切なこと>



資料：男女共同参画、配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成16年福島県

【施策の方向】

- 男女がその健康状態及び思春期、青年期、更年期、高齢期などの人生の各ステージに応じた課題に対し、的確に自己管理を行うことができるよう健康教育や相談体制を確立します。
- 薬物乱用、喫煙、飲酒など健康をおびやかす問題についての啓発を図ります。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①骨粗鬆症などを予防する生活習慣や乳がんなどの女性特有のがんの検診受診について啓発します。	保健福祉部
②男性に多い自殺、ひきこもり等を予防するためにも、心の健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、相談体制の充実に努めます。	保健福祉部
③薬物乱用防止の徹底、喫煙、飲酒の健康被害に関する正確な情報の提供を行います。	保健福祉部
④女性特有の症状や痛みに対応する女性専門外来の普及に努めます。	保健福祉部
⑤加齢に伴う健康保持など、成人期、高齢期等における男女の健康づくりを支援します。	保健福祉部

【市町村に期待すること】

がん検診の受診率向上に向けた取組み等、生涯を通じた女性の健康支援対策への積極的な取組みが望まれます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
㊦乳がん検診の受診率	—	17.8% (H16)	44.8%
㊦外部機関と連携した薬物乱用防止教室等を実施している中学校・高校の割合	—	中学校 97.5% 高校 83.3% (H16)	100%

1 計画の推進

本計画の内容を実現するためには、男女共同参画社会形成に向けて全庁的に取り組むことはもちろん、市町村、事業者、関係団体等との連携を図りながら、県民の理解と協力を得ることが重要です。

このため、男女共同参画の推進体制を整備し、今後の5年間で重点的に取り組む事項を定めるとともに、各年度の進捗状況を踏まえ、県民の意見を幅広く取り入れながら、本計画の推進を図ります。

2 推進体制

男女共同参画に関する施策の総合的な推進体制を一層充実させ、他機関等との連携強化を図り、積極的な事業展開を目指します。

(1) 庁内の推進体制強化

男女共同参画推進条例第10条では、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定・実施にあたって、男女共同参画の推進に配慮するものとされており、知事を本部長とする福島県男女共同参画推進本部により、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図ります。

(2) 男女共生センターの役割

男女共生センターを男女共同参画社会形成のための実践的活動拠点として位置づけ、調査研究、自立促進、交流事業を積極的に展開するとともに、県内の各種団体等のもとより、各都道府県のセンター等とネットワークを広範に築き、県内外へ情報発信を行います。

(3) 市町村との連携

本県の男女共同参画を促進するため、県と市町村及び有識者で構成する研究会を開催し、市町村における男女共同参画計画策定へのより実践的な手法でのきめ細かい支援など、各種施策の推進に協力します。

(4) 事業者、関係機関、各種団体等との連携

社会の構成員それぞれが、相互に連携しながら男女共同参画に主体的に取り組むことを推進するため、ふくしま男女共同参画推進連携会議の活用により、県内の各界各層との連携・協力体制をより一層充実します。

3 重点事項

今回の見直しに際し、今後の5年間で特に重点的に取り組む事項の主なものは、次のとおりです。

1 男女共同参画意識の普及・啓発（基本目標Ⅰ）

- 男女共同参画の理念等についての分かりやすい重点的な広報・啓発の推進
- 人権尊重に立脚した男女平等教育の推進
- 男女平等の視点に立った進路指導の充実

2 男女共同参画社会の形成に向けたネットワークの構築（基本目標Ⅰ）

- 男女共生センターを拠点とした市町村、各種団体、事業者、NPO等との連携の強化
- 市町村の男女共同参画計画の策定支援

3 意思決定過程における男女共同参画の拡大（基本目標Ⅱ）

- 女性の能力発揮や登用についての企業や各種団体等への働きかけの強化
- 県自ら率先して取り組む職員の男女共同参画の推進

4 女性のエンパワーメントの推進（基本目標Ⅲ）

- 女性の経済的自立を促進するための普及・啓発の実施
- 男女の労働条件の格差是正やパートタイム労働者の均等待遇の促進

5 女性のチャレンジ支援（基本目標Ⅲ）

- 女性があらゆる分野で活躍できるようチャレンジしやすい環境づくりなどの支援策の推進
- 理工系分野や社会科学分野等女性の進出が遅れている分野への関心を高めるための広報啓発の実施

6 家庭生活と職業生活との両立支援（基本目標Ⅳ）

- 次世代育成支援企業認証制度の積極的広報による周知啓発
- 男女共同参画に積極的に取り組む企業に対しインセンティブ（動機付け）となる制度の検討
- 「子育て支援を進める県民運動」による地域全体での子育て支援

7 男性の家庭生活への参画支援（基本目標Ⅳ）

- 男性にとっての男女共同参画の意義と責任を重視した広報・啓発の実施
- 地域・家庭等への男性の参画が重要であることの広報・啓発の実施

8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶（基本目標Ⅴ）

- 人権に基づいた啓発及び暴力が「犯罪」であることの意識啓発の重点的実施
- ドメスティック・バイオレンスの被害の潜在化防止及び被害者の自立支援のための、相談体制の充実や保護環境の一層の質の向上の推進

9 生涯を通じた男女の健康支援（基本目標Ⅴ）

- 性感染症や望まない妊娠を予防するための正しい知識の普及
- 骨粗鬆症などを予防する生活習慣や乳がんなどの女性特有のがんの検診受診についての啓発

4 進行管理

本計画の進行管理は、福島県男女共同参画推進本部において行います。

また、男女共同参画に関する各種データや本計画の進捗状況を取りまとめ、毎年公表します。

参

考

資

料

ふくしま男女共同参画プラン見直し経過

平成17年5月19日 男女共同参画審議会(第1回)

- 「プラン調査部会」の設置を決定
- 「ふくしま男女共同参画プラン」の第2章及び第3章の見直しについての意見交換

平成17年5月19日 男女共同参画審議会プラン調査部会(第1回)

- 部会長の選任
- 部会における審議の進め方について決定
- 「ふくしま男女共同参画プラン」基本目標Ⅰに係る検証

平成17年7月14日 男女共同参画審議会プラン調査部会(第2回)

- 「ふくしま男女共同参画プラン」基本目標Ⅱ及びⅢに係る検証

平成17年8月2日 男女共同参画審議会プラン調査部会(第3回)

- 「ふくしま男女共同参画プラン」基本目標Ⅲ及びⅣに係る検証

平成17年8月25日 男女共同参画審議会プラン調査部会(第4回)

- 「ふくしま男女共同参画プラン」基本目標Ⅴに係る検証
- 「ふくしま男女共同参画プラン」の体系に係る検証及び見直し案の審議
- 「ふくしま男女共同参画プラン」の指標に係る検証及び見直し案の審議

平成17年9月8日 男女共同参画審議会プラン調査部会(第5回)

- 「ふくしま男女共同参画プラン」の体系に係る検証及び見直し案の審議
- 「ふくしま男女共同参画プラン」の指標に係る検証及び見直し案の審議
- 「ふくしま男女共同参画プラン」の各項目の内容に係る追加的検証及び審議

平成17年10月19日 男女共同参画審議会(第2回)

- 調査部会の高橋部会長より、部会での議論の経過と報告書の概要について説明
- 調査部会の報告書を、審議会として県に報告

平成17年10月28日～11月28日

- 審議会の報告書を元に作成したプランの見直し骨子案への県民意見聴取

平成17年11月21日～11月24日

- 方部別意見交換会(会津若松市、原町市、郡山市)

平成18年1月19日 男女共同参画審議会(第3回)

- 「ふくしま男女共同参画プラン」の見直しについて、県から審議会へ諮問
- 諮問案について審議

平成18年2月13日

- 「ふくしま男女共同参画プラン」の見直しについて、審議会会長から知事へ答申

平成18年3月20日

- 「ふくしま男女共同参画プラン」(改訂)決定

福島県男女共同参画審議会委員名簿

(平成18年1月1日現在)

氏 名	役 職 名
新 澤 富 一 (※)	県青年農業士会前会長
有 我 英 夫	福島県商工会議所連合会幹事兼事務局長
安 藤 ヨイ子 (※)	福島県弁護士会郡山支部会員 (弁護士)
太 田 操	県立医科大学看護学部助教授
大和田 千賀子	(公募委員)
菅 野 典 雄	福島県町村会長 (飯舘村長)
古 宮 節 子 (※)	(公募委員)
関 ウ タ	福島県女性団体連絡協議会長
高 橋 準 (※)	福島大学人文社会学群助教授
竹 川 佳寿子	県立医科大学名誉教授
鄭 玄 実	福島韓国語・韓国文化ネットワーク
都 築 輝 繁	福島労働局雇用均等室長
根 本 喜代江	日本労働組合総連合会福島県連合会男女平等推進委員会委員長
長 谷 部 正	県ホームヘルパー協議会長
半 澤 敦 子	(公募委員)
蛭 田 正 人	(公募委員)
村 上 實	聖光学院高等学校長
諸 橋 博	(公募委員)
山 口 久美子	特定非営利活動法人市民メディア・イコール理事
渡 辺 直 美 (※)	瀬上保育所長

(※は、プラン調査部会委員)

男女共同参画に関する国内外の動き

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
1975年 (昭和50年)	国連婦人年 国際婦人年世界会議（於メキシコシティ） 世界行動計画採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976年 (昭和51年)	国連婦人の十年 一九七六年から一九八五年 昭和五一年から昭和六〇	民法の一部改正 （婚氏統制制度新設） 一部公務員等に対する育児休業法施行	
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定	
1978年 (昭和53年)			青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置
1979年 (昭和54年)		国連総会 「女子差別撤廃条約」採択	婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施
1980年 (昭和55年)		国連婦人の十年中間年世界会議 （於コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」への署名 民法の一部改正 （配偶者相続分の引き上げ）
1981年 (昭和56年)	昭和五一年から昭和六〇	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定
1982年 (昭和57年)			婦人問題について意見具申 婦人問題協議会設置
1983年 (昭和58年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 婦人問題推進会議設置
1984年 (昭和59年)		国籍法の改正（父母両系主義）	
1985年 (昭和60年)		国連婦人の十年世界会議 （於ナイロビ） 「婦人地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 男女雇用機会均等法成立 国民年金法改正 （婦人の年金権を保障）
1986年 (昭和61年)		婦人問題企画推進有識者会議開催 （婦人問題企画推進会議の後身） 男女雇用機会均等法施行	福島県婦人団体連絡協議会結成 （24団体加入）
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 教育課程審議会答申 （高等学校家庭科男女必修（平成6年））	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し
1988年 (昭和63年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂
1989年 (平成元年)			
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択		
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第一次改定） 目標年度:平成12年 育児休業法成立	青少年婦人課に「婦人行政係」設置 婦人問題企画推進会議と名称変更
1992年 (平成4年)		育児休業法施行 初の婦人問題担当大臣任命	「女性に関する意識調査」実施
1993年 (平成5年)	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」 婦人問題企画推進本部決定	女性総合センター（仮称）整備検討 福島県女性史の編纂着手 婦人団体連絡協議会32団体となる 「ふくしま新世紀女性プラン」策定 目標年度:平成12年

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
1994年 (平成6年)	国際人口・開発会議(カイロ)	男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「ふくしま新世紀女性プラン」の施行 青少年女性課女性政策室の設置 女性問題企画推進会議と名称変更
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	育児休暇等に関する法律の改正 (介護休業) ILO156号条約批准 (家族的責任を有する労働者の機会等の均等)	女性総合センター(仮称)基本構想策定
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申 (男女共同参画審議会) 「男女共同参画2000年プラン」策定	女性総合センター(仮称) 基本計画策定
1997年 (平成9年)		「男女共同参画審議会設置法」施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正介護保険法成立	「福島県女性史」刊行
1998年 (平成10年)		「男女共同参画社会基本法案」を国会に提出	女性総合センター(仮称)着工
1999年 (平成11年)		改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行	「男女共同参画に関する意識調査」実施
2000年 (平成12年)	国連特別総会 「女性2000年会議」開催 (於ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 「男女共同参画基本計画」策定 ストーカー行為の規則等に関する法律公布・施行	群馬・新潟・福島三県女性サミット2000開催 (於会津大学) 男女共生センター竣工・開館 「ふくしま男女共同参画プラン」策定
2001年 (平成13年)		内閣府に「男女共同参画会議」 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行	県民生活課人権・男女共同参画グループの設置 「男女共同参画推進会議」と名称変更 「ふくしま男女共同参画プラン」施行 男女共同参画推進連携会議設置 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画推進に関する条例」制定 「男女共同参画推進会議」廃止
2002年 (平成14年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行	県民環境室人権・男女共同参画グループに改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進員設置 男女共同参画を考える市町村トップセミナー開催 (於男女共生センター)
2003年 (平成15年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」 男女共同参画推進本部決定 「男女共同参画社会の将来像」検討会開催 第4・5回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議	県民環境総務領域人権男女共生グループに改編
2004年 (平成16年)		「配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	「福島県グローバル政策対話」開催 (於男女共生センター) 「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会 (北京+10)開催 (於ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「男女共同参画、社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	男女共同参画推進本部設置 男女共生ふくしまサミット開催 (於ビッグパレットふくしま) 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂

福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例

(平成14年3月26日福島県条例第17号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条—第20条)

第3章 福島県男女共同参画審議会(第21条—第23条)

第4章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理(第24条・第25条)

附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、様々な形で男女平等の実現に向けた取組が行われてきている。しかしながら、社会的、文化的につくられた性差、いわゆるジェンダーに起因する固定的な役割分担意識に基づく社会慣行、あるいは暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する人権侵害が依然として存在し、人権の世紀といわれる21世紀においてなお取り組むべき多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展、社会の成熟化、国際競争の激化などの我が国を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に対応するためにも、男女の別なく持てる力を十分に発揮することができる社会の形成が求められている。

このような中、本県においては、地域コミュニティ機能が比較的保たれている反面、ジェンダーに起因する固定的な役割分担意識が根強いこと、結果として男女の実質的な平等の実現が阻害され、また、女性に占める働く女性の割合が比較的高いにもかかわらず、様々な分野における方針等の立案から決定までの過程への女性の参画も進んでいない状況にある。

こうした現状を深く認識し、豊かで活力ある福島県を築いていくため、すべての県民が男女の別なく一人ひとりの個人として尊重され、それぞれが持つ自己の個性や能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野に共に参画し、共に責任を担うこと、すなわち、男女共同参画の推進に県民の総意として取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めることにより、男女の実質的な平等を実現し、もって男女一人ひとりが個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮して行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案から決定までの過程に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭における活動及び職場、学校、地域等における活動に共に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重すること及び互いに健康な生活を営むことについて配慮することを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

- 第4条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者及び市町村と連携して取り組むものとする。
 - 3 県は、県民、事業者及び市町村に対して男女共同参画の推進に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
 - 4 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備し、並びに財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（県民の責務）

- 第5条** 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めなければならない。
 - 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動を両立することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。
 - 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による人権侵害の禁止）

- 第7条** 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、男女間における暴力的行為(精神的な苦痛を著しく与える行為を含む。以下同じ。)を行ってはならない。
 - 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のいかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

- 第8条** 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識又は男女間における暴力的行為を助長させる表現を使用しないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、福島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(県民及び事業者の理解の促進)

第11条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解の促進を図るため、学校教育その他のあらゆる教育の分野において男女共同参画を推進するための施策を実施するとともに、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす社会における制度及び慣行並びに男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(積極的改善措置への支援)

第13条 県は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合、県民及び事業者と協力して積極的改善措置が講ぜられるよう努めるとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(政策等の立案から決定までの過程における共同参画の促進)

第14条 県は、県の政策の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるものとする。

2 県は、市町村及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に男女が共同して参画する機会を確保することを促進するため、当該市町村及び民間の団体に対して情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(女性の人材育成)

第15条 県は、女性の人材育成のための教育及び研修の機会の充実に努めるものとする。

(家庭生活と職業生活の両立への支援)

第16条 県は、男女が共に家庭生活と職業生活を両立することができるよう県民及び事業者に対して必要な支援を行うものとする。

(自営業に従事する女性に対する支援)

第17条 県は、家族経営による自営業に従事する女性が主体的にその能力を発揮し、その対等な構成員として方針の立案から決定までの過程に参画する機会が確保されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(性別による人権侵害の防止等)

第18条 県は、第7条に規定する行為の防止に努めるとともに、県民が性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された場合は、その相談を受け付け、必要に応じ、一時保護その他の支援を行うものとする。

(報告の徴収等)

第19条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対して男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、事業者における男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、事業者を表彰する等その取組を促進するための施策を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 福島県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第21条 知事の附属機関として、福島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。この場合において、知事が適当と認める者のうち5名以内を公募するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理

(施策に関する申出等)

第24条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見があるときは、当該意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切に処理するため、男女共同参画推進員を置く。

3 男女共同参画推進員は、次に掲げる事務を行う。

一 第1項の規定による申出を受け付け、当該申出に関する必要な調査等を行うことにより、当該申出を適切に処理すること。

二 第1項の規定による申出に係る施策について、必要に応じ、関係する県の機関に対して意見を述べること。

(規則への委任)

第25条 この章に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年7月1日から施行する。

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなけれ

ばならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければな

らない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものを

いう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有す

る権利

- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

用語及び解説	掲載ページ
エンパワーメント (empowerment) 力をつけること。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。1995年(平成7年)の北京女性会議の主要課題。	4、10、12、13、35 59
シェルター DV被害を受けた女性のための緊急避難所。	53
ジェンダー (gender) 社会的、文化的につくられた性差のこと。生物学的な性差 (sex:セックス) に対して、これと区別するために、国際的にも広く使用されることとなった概念・用語。 ジェンダーの具体例としては、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担や、「男性は女性より偉い」などの偏見が挙げられる。	4、10、12、13、16 17、18、20、22、23 24、25、28、67
ジェンダーに敏感な視点 社会的、文化的につくられた性差 (ジェンダー) を意識し、性差についての先入観や偏見を排し、多様な視点から柔軟に問題を検討しようとする視点。	4、10、12、20、23 24、25、28
性と生殖に関する健康・権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) (reproductive health/rights) 生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、幅広い課題を対象としている。	13、54、55
セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment) 相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。	17、38、39、50、51 67
潜在的カリキュラム 教職員の言動や学校における活動を通して、意図的ではないにしても、結果として一定の意識や態度を伝えていること。男女を必要以上に区別しジェンダーにとらわれた男性像、女性像を子ども達に伝えていることなどを指す。	16、17
ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) (DV) 配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。多くの場合は、男性から女性に振るわれる。 身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力も含まれる。	10、17、50、51、52 53、59

用語及び解説	掲載ページ
ファミリー・サポート・センター 育児の援助を行いたい会員と育児の援助を受けたい会員からなる相互援助組織で、市町村などが設置する。保育施設までの送迎、保育施設の保育時間開始前や終了後の一時預かり、保護者の病気や急用の場合の一時預かりなどの事業を行う。	45
フレックスタイム 規定の労働時間を守れば、出退社時間は従業員各自が自由に決められる勤務態勢。	46、47
ポジティブ・アクション (positive action) (積極的改善措置) 様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの。	32、33、38、39
メディアリテラシー (media literacy) ジェンダーを含む様々な視点で情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力のこと。	24
ユニバーサルデザイン (universal design) すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語等の違いにかかわらず、すべての人にとって安全、安心で利用しやすいように建物、製品、サービス等を計画、設計する考え方。	29
リーガルリテラシー (legal literacy) 法識字能力。自らに保障された権利や権利が侵害された場合の対応策等について知り、使いこなす能力のこと。	19
NGO (non governmental organization) 非政府組織の略称で、政府の活動と区別される民間の活動を行う組織、団体をいう。	26、27、28
NPO (nonprofit organization) 行政・企業とは別に社会的活動をする非営利民間組織・団体をいう。	20、36、37

育児・介護休業制度	46、47	男女共生センター	6、19、21、23、27、35、37、58、59
一時保育	45	男女共同参画2000年プラン	5
延長保育	45	男女共同参画基本計画	5
エンパワーメント	4、10、12、13、35、59	男女共同参画社会基本法	5、6、9
海外技術研修員	27	男女共同参画推進員	7
外国語標記(表示)	28、29	男女共同参画推進条例(男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例)	6、7、10、11、30、58
介護老人福祉施設	45	男女雇用機会均等法	5、6、38、39、43
家族経営協定	41、43	男女混合名簿	17
起業	40、41	男女の賃金格差	38、39、43
経済(的)自立	17、18、19、20、40、41、42、43、59	地域子育て支援センター	45
県政広報物表現ガイドライン	25	ドメスティック・バイオレンス(DV)	10、17、50、51、52
国際婦人年	4、9	ナイロビ将来戦略 (婦人の地位向上のための将来戦略)	4
国連婦人の十年	4	乳児保育	45
固定的な性別役割分担意識	18、19、20、25、33、34、37、44、48、50	配偶者暴力相談支援センター	50、52、53
再雇用制度	46	配偶者暴力防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)	5、50
在宅勤務(ワーク)	46、47	ファミリー・サポート・センター	45
シェルター	53	福島県職員男女共同参画推進行動計画	30、31
ジェンダー	4、10、12、13、16、17、18、20、22、23、24、25、28、67	ふくしま新世紀女性プラン	6
次世代育成支援企業認証制度	59	フレックスタイム	46、47
次世代育成支援対策推進法	5、46	北京宣言及び行動綱領	4
社会制度・慣行	22	放課後児童クラブ	45
女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	4、26、27	ポジティブ・アクション	32、33、38、39
女性のための相談支援センター	50、53	ボランティア活動	36、37
性と生殖に関する健康・権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)	13、54、55	メディア・リテラシー	24
セクシュアル・ハラスメント	17、38、39、50、51、67	リーガル・リテラシー	19
青年海外協力隊	26、27	NGO	26、27、28
世界行動計画	4	NPO	20、36、37
潜在的カリキュラム	16、17		

福島県生活環境部 人権男女共生グループ

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
TEL (024) 521-7188 FAX (024) 521-7887
ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/danjo/>
メー ル jinken@pref.fukushima.jp